

諫早市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

諫早市

目 次

はじめに

1. 基本的な事項

(1) 諫早市の概況	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	12
(3) 計画	13

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	21

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	23

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	27

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	32
(3) 計画	34

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 計画	38

8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 計画	42
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	43
11. 地域文化の振興	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 計画	45
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計画	46
事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分 ..	47

〈計画変更履歴〉 令和７年６月
 令和７年３月
 令和６年６月
 令和５年６月
 令和５年３月
 令和４年６月
 令和４年３月

はじめに

諫早市過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）は、令和３年４月１日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和３年法律第１９号。以下「法」という。）第３条第１項の規定により、小長井地域が過疎地域としてみなされたことから、法第８条の規定に基づき、小長井地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るために策定するものである。

＜小長井地域位置図＞



1. 基本的な事項

(1) 諫早市の概況

ア 自然的条件

諫早市（以下「本市」という。）は、長崎県南部のほぼ中央部に位置し、東は有明海（諫早湾）、西は大村湾、南は橘湾という特性の異なる三つの海に面し、多良山系の山々や市の中央部を流れる一級河川の本明川、その下流域には広大な干拓地が広がっている。

気候は、全般的に一年を通して温暖で積雪も少なく、豊かな自然環境と良好な交通アクセスなどに恵まれ、バランスの取れた都市環境にある。

イ 歴史的条件

平成17年3月1日、諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町及び同郡小長井町が合併して新諫早市が設置され、現在に至っている。

ウ 社会的及び経済的条件

本市は、高速道路（長崎自動車道）と4本の国道、JR2線と島原鉄道が縦横に交差しており、長崎、島原半島、佐世保・大村方面、佐賀・鹿島方面を結ぶ交通の要衝として古くから栄えてきた。加えて、令和4年秋頃に開業が予定されている西九州新幹線（武雄温泉～長崎）や島原道路の整備など、更なる交通インフラの整備が進められている。

「諫早中核工業団地」を中心とした産業団地は、200社を超える企業が操業し、約1万人が働いており、製造品出荷額では県下第2位の規模を誇っている。更に、約20ヘクタールの「南諫早産業団地」を新たに整備中である。（1工区約11ヘクタールは分譲中、2工区約9ヘクタールは令和5年度完成予定。）

また、県下最大の穀倉地帯である諫早平野は米、肥沃な丘陵地帯は、馬鈴薯、人参、玉葱やみかんなどの特産地になっており、農業も盛んである。

エ 過疎地域の概要

小長井地域は、本市の北東部、佐賀県との県境に位置し、山と海に囲まれた風光明媚な地域で、有明海沿岸を通る一般国道207号とJR長崎本線が、ほぼ並行して佐賀方面へと続いている。

地形は、多良山系から有明海に向かって南東向きに広がる扇状の斜面地で構成されており、土地は西北に高く、次第に南東に傾き、長里川、船津川など主要河川が溪谷をなして有明海に注ぎ込んでいる。海岸部の干拓地と河川の周辺に形成されたわずかな平地が水田として利用され、多良岳からスロープを描く丘陵地帯には畑地が広がっている。

農業では、アスパラガスなどの施設野菜や繁殖牛、漁業ではカキやアサリの養殖などが盛んである。

(2)人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市全体の人口は、表１のとおり、昭和５０年以降は増加を続けたものの、人口総数がピークであった平成１２年の１４４，２９９人と比べると平成２７年は１３８，０７８人となり、６，２２１人（４．３％）減少している。

年齢階層別人口では、１５歳未満の年少人口が昭和３５年の３９，８７３人に対し、平成２７年には１８，９２１人となり、約半数まで減少している。これに対し６５歳以上の老年人口は、昭和３５年の８，０３４人に対し、平成２７年には３７，４７２人となり、４倍以上の増加となっている。

また、今後の人口の見通しについては、図１のとおり、日本国内の少子化による人口減少が続く中、本市の人口も減少傾向が続くことが予測され、令和１２年には１２１，９２０人、令和４２年には８１，２５７人になると見込まれており、大変厳しい状況となっている。

令和２年と令和４２年の見込を年齢人口別に比較した場合、老年人口の減少数が約７，３００人であるのに対し、生産年齢人口の減少数は約３５，０００人と想定されており、令和４２年には総人口に占める老年人口の割合が大きく増加し、高齢化が一層進むことが予測されている。

一方、小長井地域の人口については、表２のとおり、昭和３５年以後人口減少が続いており、平成２７年の国勢調査では人口総数が５，４６２人となり、昭和３５年の８，３９０人と比較して、２，９２８人（３４．９％）減少している。特に、１５歳未満の年少人口については、昭和３５年の３，４９１人から平成２７年には５１８人となり、２，９７３人（８５．２％）の大幅な減少となっている。

更に１５歳から６４歳までの生産年齢人口についても、昭和３５年の４，３６６人から平成２７年には３，２４９人となり、１，１１７人（２５．６％）減少している。

これに対し、６５歳以上の老年人口については、昭和３５年の５３３人から平成２７年には１，６９５人へと約３倍に増加しており、高齢化率も６．４％から３１．０％に増え、急速に高齢化が進行している。

表1 人口（諫早市全体）の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	110,965人	107,672人	△3.0%	107,030人	△0.6%	114,822人	7.3%	127,339人	10.9%
0歳～14歳	39,873人	34,869人	△12.5%	30,427人	△12.7%	30,418人	0.0%	32,266人	6.1%
15歳～64歳	63,058人	63,990人	1.5%	66,835人	4.4%	72,905人	9.1%	81,624人	12.0%
うち 15歳～29歳(a)	24,908人	23,506人	△5.6%	24,478人	4.1%	26,335人	7.6%	27,032人	2.6%
65歳以上 (b)	8,034人	8,813人	9.7%	9,768人	10.8%	11,498人	17.7%	13,449人	17.0%
(a)/総数 若年者比率	22.4%	21.8%	—	22.9%	—	22.9%	—	21.2%	—
(b)/総数 高齢者比率	7.2%	8.2%	—	9.1%	—	10.0%	—	10.6%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	134,804人	5.9%	138,918人	3.1%	142,517人	2.6%	144,299人	1.3%	144,034人	△0.2%
0歳～14歳	32,382人	0.4%	29,742人	△8.2%	27,159人	△8.7%	24,700人	△9.1%	22,360人	△9.5%
15歳～64歳	86,753人	6.3%	90,352人	4.1%	92,722人	2.6%	93,074人	0.4%	92,050人	△1.1%
うち 15歳～29歳(a)	25,747人	△4.8%	26,135人	1.5%	26,891人	2.9%	26,379人	△1.9%	24,073人	△8.7%
65歳以上 (b)	15,664人	16.5%	18,800人	20.0%	22,521人	19.8%	26,496人	17.7%	29,614人	11.8%
(a)/総数 若年者比率	19.1%	—	18.8%	—	18.9%	—	18.3%	—	16.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	11.6%	—	13.5%	—	15.8%	—	18.4%	—	20.6%	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	140,752人	△2.3%	138,078人	△1.9%
0歳～14歳	20,146人	△9.9%	18,921人	△6.1%
15歳～64歳	87,201人	△5.3%	81,661人	△6.4%
うち 15歳～29歳(a)	20,560人	△14.6%	18,453人	△10.2%
65歳以上 (b)	32,811人	10.8%	37,472人	14.2%
(a)/総数 若年者比率	14.6%	—	13.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	23.3%	—	27.1%	—

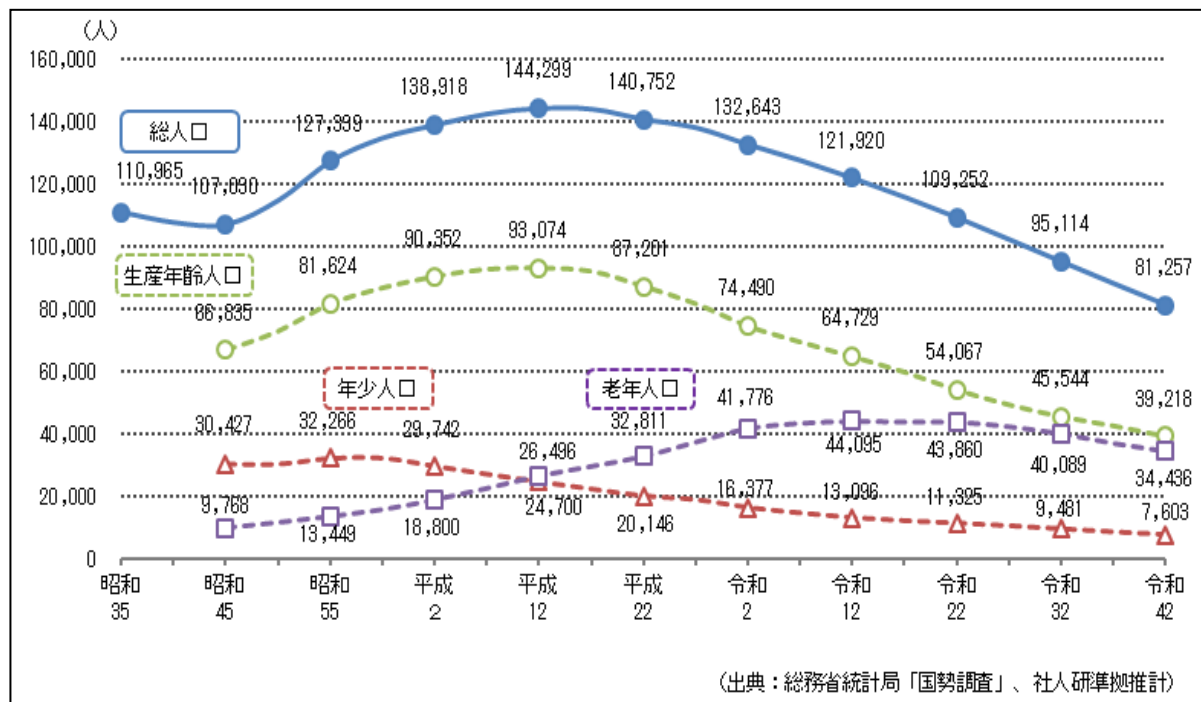
表2 人口（小長井地域）の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,390人	8,057人	△4.0%	7,785人	△3.4%	7,590人	△2.5%	7,373人	△2.9%
0歳～14歳	3,491人	3,234人	△7.4%	2,777人	△14.1%	2,157人	△22.3%	1,755人	△18.6%
15歳～64歳	4,366人	4,178人	△4.3%	4,274人	2.3%	4,629人	8.3%	4,732人	2.2%
うち 15歳～29歳(a)	1,675人	1,394人	△16.8%	1,529人	9.7%	1,917人	25.4%	1,938人	1.1%
65歳以上 (b)	533人	645人	21.0%	734人	13.8%	804人	9.5%	886人	10.2%
(a)/総数 若年者比率	20.0%	17.3%	—	19.6%	—	25.3%	—	26.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.4%	8.0%	—	9.4%	—	10.6%	—	12.0%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,185人	△2.5%	6,927人	△3.6%	6,797人	△1.9%	6,676人	△1.8%	6,425人	△3.8%
0歳～14歳	1,580人	△10.0%	1,369人	△13.4%	1,231人	△10.1%	1,108人	△10.0%	950人	△14.3%
15歳～64歳	4,673人	△1.2%	4,514人	△3.4%	4,292人	△4.9%	4,064人	△5.3%	3,911人	△3.8%
うち 15歳～29歳(a)	1,658人	△14.4%	1,369人	△17.4%	1,163人	△15.0%	1,104人	△5.1%	1,013人	△8.2%
65歳以上 (b)	932人	5.2%	1,044人	12.0%	1,274人	22.0%	1,504人	18.1%	1,564人	4.0%
(a)/総数 若年者比率	23.1%	—	19.8%	—	17.1%	—	16.5%	—	15.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.0%	—	15.1%	—	18.7%	—	22.5%	—	24.3%	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	6,022人	△6.3%	5,462人	△9.3%
0歳～14歳	763人	△19.7%	518人	△32.1%
15歳～64歳	3,618人	△7.5%	3,249人	△10.2%
うち 15歳～29歳(a)	835人	△17.6%	694人	△16.9%
65歳以上 (b)	1,640人	4.9%	1,695人	3.4%
(a)/総数 若年者比率	13.9%	—	12.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	27.2%	—	31.0%	—

図1 人口（諫早市全体）の見通し



イ 産業の推移と動向

本市の産業別人口総数は、平成27年の国勢調査によると66,165人となっており、昭和35年の48,549人と比較すると17,616人(36.3%)増加している。

産業別でみると、第1次産業就業人口は、昭和35年の27,098人に対し、平成27年には4,120人となり、大幅に減少している。

その一方で第2次産業就業人口は、昭和35年の6,554人から平成27年の14,729人へ、また、第3次産業就業人口は、昭和35年の14,885人から平成27年の44,921人へと増加しており、第1次産業の就業人口推移とは対照的な傾向となっている。

小長井地域の産業別人口総数は、一時的に昭和55年に増加に転じたものの、小長井地域の人口減少とともに減少が続いており、昭和35年の3,787人と平成27年の2,608人を比較すると1,179人(31.1%)の減少となっている。

小長井地域の産業別人口の構成比をみると、昭和35年に62.5%を占めていた第1次産業就業人口は農業従事者を中心に減少し続け、平成27年には全就業者数の16.6%へと大幅に減少した。他方、第2次産業就業人口は、昭和35年の20.0%から平成27年には30.4%に増加し、第3次産業就業人口については、昭和35年の17.5%から平成27年の53.0%へと約3倍の大幅な増加となっている。

表3 産業別人口（諫早市全体）の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	48,549人	46,966人	△3.3%	49,465人	5.3%	50,939人	3.0%	57,615人	13.1%
第1次産業 就業人口 (比 率)	27,098人 (55.8%)	21,735人 (46.3%)	△19.8%	19,315人 (39.0%)	△11.1%	14,362人 (28.2%)	△25.6%	12,615人 (21.9%)	△12.2%
第2次産業 就業人口 (比 率)	6,554人 (13.5%)	7,955人 (16.9%)	21.4%	8,890人 (18.0%)	11.8%	11,076人 (21.7%)	24.6%	13,101人 (22.7%)	18.3%
第3次産業 就業人口 (比 率)	14,885人 (30.7%)	17,183人 (36.6%)	15.4%	21,257人 (43.0%)	23.7%	25,377人 (49.8%)	19.4%	31,868人 (55.3%)	25.6%

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	60,453人	4.9%	63,666人	5.3%	67,636人	6.2%	67,613人	0.0%	67,644人	0.0%
第1次産業 就業人口 (比 率)	10,745人 (17.8%)	△14.8%	8,099人 (12.7%)	△24.6%	6,609人 (9.8%)	△18.4%	5,343人 (7.9%)	△19.2%	5,061人 (7.5%)	△5.3%
第2次産業 就業人口 (比 率)	14,887人 (24.6%)	13.6%	17,397人 (27.3%)	16.9%	18,851人 (27.9%)	8.4%	18,596人 (27.5%)	△1.4%	16,027人 (23.7%)	△13.8%
第3次産業 就業人口 (比 率)	34,714人 (57.4%)	8.9%	38,127人 (59.9%)	9.8%	42,136人 (62.3%)	10.5%	43,382人 (64.2%)	3.0%	46,176人 (68.3%)	6.4%

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	64,570人	△4.5%	66,165人	2.5%
第1次産業 就業人口 (比 率)	4,250人 (6.6%)	△16.0%	4,120人 (6.2%)	△3.1%
第2次産業 就業人口 (比 率)	14,341人 (22.2%)	△10.5%	14,729人 (22.3%)	2.7%
第3次産業 就業人口 (比 率)	43,406人 (67.2%)	△6.0%	44,921人 (67.9%)	3.5%

（注） 分類不能の産業就業人口は総数に含め、産業別集計には含めていない。

表 4 産業別人口（小長井地域）の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,787人	3,459人	△8.7%	3,416人	△1.2%	3,328人	△2.6%	3,533人	6.2%
第1次産業 就業人口 (比 率)	2,367人 (62.5%)	1,793人 (51.8%)	△24.3%	1,674人 (49.0%)	△6.6%	1,281人 (38.5%)	△23.5%	1,169人 (33.1%)	△8.7%
第2次産業 就業人口 (比 率)	757人 (20.0%)	864人 (25.0%)	14.1%	725人 (21.2%)	△16.1%	815人 (24.5%)	12.4%	980人 (27.7%)	20.2%
第3次産業 就業人口 (比 率)	662人 (17.5%)	780人 (22.5%)	17.8%	1,017人 (29.8%)	30.4%	1,227人 (36.9%)	20.6%	1,384人 (39.2%)	12.8%

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,369人	△4.6%	3,292人	△2.3%	3,288人	△0.1%	3,166人	△3.7%	3,034人	△4.2%
第1次産業 就業人口 (比 率)	973人 (28.9%)	△16.8%	795人 (24.1%)	△18.3%	664人 (20.2%)	△16.5%	540人 (17.1%)	△18.7%	538人 (17.7%)	△0.4%
第2次産業 就業人口 (比 率)	1,010人 (30.0%)	3.1%	1,131人 (34.4%)	12.0%	1,150人 (35.0%)	1.7%	1,142人 (36.1%)	△0.7%	843人 (27.8%)	△26.2%
第3次産業 就業人口 (比 率)	1,316人 (39.1%)	△4.9%	1,365人 (41.5%)	3.7%	1,472人 (44.8%)	7.8%	1,483人 (46.8%)	0.7%	1,652人 (54.4%)	11.4%

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,637人	△13.1%	2,608人	△1.1%
第1次産業 就業人口 (比 率)	449人 (17.0%)	△16.5%	434人 (16.6%)	△3.3%
第2次産業 就業人口 (比 率)	712人 (27.0%)	△15.5%	793人 (30.4%)	11.4%
第3次産業 就業人口 (比 率)	1,425人 (54.0%)	△13.7%	1,381人 (53.0%)	△3.1%

（注） 分類不能の産業就業人口は総数に含め、産業別集計には含めていない。

（３）行財政の状況

平成１７年３月の市町村合併により誕生した本市は、平成１８年３月に「諫早市総合計画」を策定し、目指すべき将来都市像「ひとが輝く創造都市・諫早」を実現するため、着実な推進を図ってきたところである。また、平成２８年３

月に「第２次諫早市総合計画」及び「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和２年３月には「第２期諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市が有する多様な地域資源や地域力を生かした取り組みを実施することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもたちを育てるなど、少子高齢化・人口減少対策を戦略的に推進している。

本市の財政状況は、市税などの自主財源が少なく、地方交付税、国支出金、県支出金等に依存した財政運営となっており、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係経費の大幅な増加や新型コロナウイルス感染症の影響による税収の落ち込みにより、他の事業の財源確保が懸念される。

このような中、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市税の適正な賦課・徴収及び各種の料金等の収納促進、市有財産の有効活用のほか、事務事業のゼロベースでの見直しによる歳出の効率化、プライマリーバランスを維持し市債残高の縮減を図るなど、将来を見据えた健全で計画的な財政運営に取り組む必要がある。

表５ 諫早市の財政状況

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	63,950,701	65,124,400	67,700,197
一般財源	36,058,497	37,008,578	34,232,210
国庫支出金	7,974,613	10,274,564	11,832,048
都道府県支出金	4,305,271	4,926,708	5,934,840
地方債	6,386,900	5,443,800	6,042,700
その他	9,225,420	7,470,750	9,658,399
歳出総額 B	62,688,910	63,858,764	66,770,063
義務的経費	30,735,492	32,435,095	32,459,581
投資的経費	6,913,657	6,749,235	9,884,539
うち普通建設事業	6,839,865	6,611,362	9,804,671
その他	25,039,761	24,674,434	24,425,943
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,261,791	1,265,636	930,134
翌年度へ繰越すべき財源 D	238,579	518,825	140,117
実質収支 (C-D)	1,023,212	746,811	790,017
財政力指数	0.53	0.51	0.54
公債費負担比率 (%)	21.5	20.7	19.0
実質公債費比率 (%)	12.9	6.5	7.2
経常収支比率 (%)	87.4	89.2	95.9
将来負担比率 (%)	60.0	4.0	—
地方債現在額	72,686,622	61,615,755	54,432,335

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本計画は、「第2次諫早市総合計画」を基本指針とし、本市の将来都市像である「ひとが輝く創造都市・諫早」の実現を目指し、「輝くひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「魅力あるまちづくり」の基本目標に沿って、小長井地域の持続的発展に取り組んで行く。

また、「第2期諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

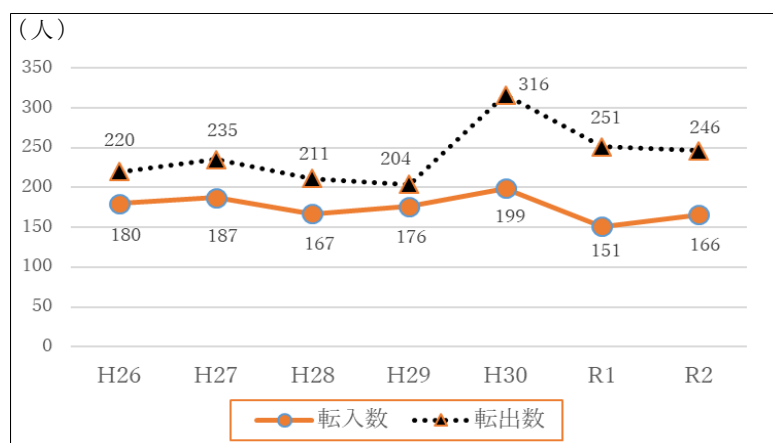
基本目標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
令和12年までに小長井地域の 転入・転出者数を均衡させる	▲80人	▲40人	

表6 小長井地域から見た転入・転出・転居の推移 (単位：人)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
転入	112	128	114	106	134	109	121
転出	▲152	▲160	▲142	▲135	▲256	▲151	▲153
小計	▲40	▲32	▲28	▲29	▲122	▲42	▲32
転居(入)	68	59	53	70	65	42	45
転居(出)	▲68	▲75	▲69	▲69	▲60	▲100	▲93
小計	0	▲16	▲16	1	5	▲58	▲48
転入数(転入+転居(入))	180	187	167	176	199	151	166
転出数(転出+転居(出))	▲220	▲235	▲211	▲204	▲316	▲251	▲246
合計(社会増減)	▲40	▲48	▲44	▲28	▲117	▲100	▲80

(出典：住民基本台帳人口異動報告)

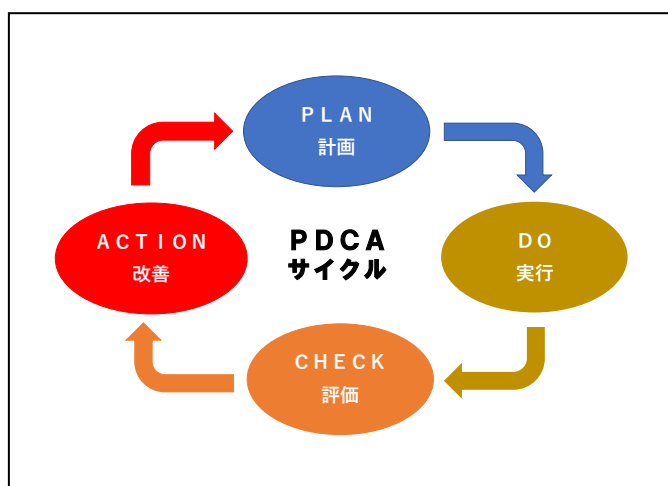
図2 小長井地域の転入数・転出数の推移(社会増減)



(出典：住民基本台帳人口異動報告)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

分野別の対策、目標及び事業計画を設定（PLAN）し、本計画に基づく施策を実施（DO）することにより、達成状況や効果について計画期間中の各年度終了後に市において効果検証し、住民への報告とともにホームページ等で公表（CHECK）を行う。更に、必要に応じて計画内容や実施方法等について見直し（ACTION）を図る。



(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が所有する公共施設等について、将来にわたり安全性を確保し、時代の変化に対応した有効活用と、維持管理・更新にかかる財政負担の平準化を図りながら、公共施設等を適切に管理していくことを目的に策定した「諫早市公共施設等総合管理計画」との整合性を図る。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

《移住・定住》

小長井地域の人口は、少子化や若年層の進学、就職に伴う転出超過などにより、昭和35年の国勢調査では8,390人であったが、平成27年では5,462人にまで減少し、人口減少対策への取り組みが喫緊の課題である。

その対策として、小長井地域全体を対象とした移住・定住の促進及び地域外への転出を抑制する施策を講じていく必要がある。

《地域間交流及び人材育成》

山茶花高原ピクニックパークには、長崎県内はもとより佐賀県や福岡県など県外からも多くの方が訪れており、近年ではソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）等で人気となったフルーツバス停には、全国から訪れる方が絶えない状況である。

このような観光資源や恵まれた自然環境のほか、地域の文化や特色を生かした魅力ある行事などを活用し、更に近隣市町等との交流人口の増加を図る必要がある。

また、人口減少や高齢化をはじめ、生活様式や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの弱体化が懸念されている。

この状況は、地域づくり活動の支障となり、地域の衰退を招く恐れがあることから、地域コミュニティの維持・強化を図るためには、担い手となる人材の発掘と育成が課題となっている。

(2) その対策

《移住・定住》

小長井地域への移住・定住を促進するため、転入者への支援策を拡充するほか、地域の特色や食材、その他生活環境など、SNSやホームページを活用した積極的な情報発信、地方回帰の機運を捉えたりリモートワーク、ワーケーションの推進など、都市部からの人材や若い世代の移住・定住を促進する施策を展開していく。

また、転出の抑制については、各種産業の振興をはじめ、交通施設や生活環境の整備などにより対策を講じていく。

《地域間交流及び人材育成》

地域の郷土芸能や伝統行事、地域固有の文化やスポーツ、農産物や特産品などを生かした地域住民主体のイベント開催を支援するとともに、山茶花高原ピクニックパークやフルーツバス停などの地域資源を生かした取り組み

により、交流人口の拡大と移住希望者の増加を図る。

また、地域の魅力発信等を行う地域おこし協力隊や国、県等による人材派遣制度の活用のほか、連携協定を締結している企業等の協力などにより、地域への誇りを育む教育や地域間交流の促進、地域で活躍する人材の育成に繋がる取り組みを推進する。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
移住・定住支援事業による移住件数	4件	25件(期間中)	
地域おこし人材の活用	—	3人(期間中)	

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	空き家バンク利用促進事業	市	
			新生活支援事業	市	
			生活拠点等活性化事業	市	
		地域間交流、人材育成	新鮮水産まつり支援事業	実行委員会	
			まちづくりサポート事業	市	
			地域づくり協働事業	地域づくり協議会	
			地域おこし人材活用事業	市	
			小長井地域持続的発展支援事務	市	
			郷土愛育成事業	市	
			ふるさと愛育成事業	市	
		基金積立	空き家バンク利用促進事業 基金積立	市	
			新生活支援事業 基金積立	市	
			生活拠点等活性化事業 基金積立	市	
			小長井地域持続的発展支援事務 基金積立	市	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

《農業》

本市の農業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の高齢化や担い手不足などにより、農家戸数や就農者数の減少等、農業構造の脆弱化が顕著な傾向として表れている。

小長井地域においては、大半が急峻な中山間地域であり、農地の区画が狭小で耕作条件が不利であるため荒廃農地も多く、生産者の高齢化や担い手不足等、農村地域の農地や集落の維持が深刻な問題となっている。

更に、山間地に農地、農家が点在しており、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が多く発生し、農業経営の圧迫や生産意欲の低下が懸念されている。

表7 小長井地域の認定農業者数推移（国・県認定含む）（単位：経営体）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経営体数	48(9)	48(9)	44(9)	46(9)	47(9)

※（ ）内は法人数

表8 小長井地域認定農業者数の内訳（令和2年度末現在）（単位：経営体）

区分	野菜	花き	畜産	果樹	普通作	その他	合計
小長井	27(3)	4(1)	10(3)	4(0)	1(1)	1(1)	47(9)

※（ ）内は法人数

表9 有害鳥獣侵入防護柵設置実績

		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		電気	WM	電気	WM	電気	WM	電気	WM	電気	WM
小長井	地区数	—	21	—	4	1	6	—	8	—	—
	延長(m)	—	36,310	—	4,340	2,000	6,820	—	9,810	—	—

※WM：ワイヤーメッシュ柵

《林業》

本市の林業は、近年木材価格の一時的な高騰はあるものの、依然として低迷しており、年々林業従事者の減少、高齢化が進んでいるため、林業作業の省力化や労働力の確保、作業道の整備による「低コスト林業」

と「収益性のある林業」の推進が喫緊の課題となっており、小長井地域においても同様に深刻な問題となっている。

森林の持つ国土保全、洪水防止、水源かん養などの公益的機能を十分発揮させる観点からも林道などの基盤整備、広葉樹植栽などの造林の奨励、間伐など森林整備、林業団体への支援・育成が課題である。

《水産業》

本市の水産業は、3つの異なる性質を有する海域ごとにその特性を生かした漁業が営まれているが、いずれも漁場環境の悪化による漁獲量の減少、後継者不足、漁業者の高齢化などが課題となっている。

小長井地域においては、同様の課題を抱えながらも、諫早湾海域の特性を生かした貝類養殖の普及拡大に向けて様々な取り組みが実施されているところである。平成22年には「小長井牡蠣」が地域団体商標登録されたことに続き、平成24年に開催された殻付き生カキ日本一を決める「第1回かき日本一決定戦」において、シングルシード方式で養殖された「華漣（かれん）」が初代王者に輝くなど、その取り組みが成果をあげている。

また、近年では海上のカキ養殖筏に垂下して生産した「ゆりかごあさり」を新ブランドとして販売開始したほか、カキの加工品開発にも積極的に取り組んでいる。

今後も規模や販路の拡大に向けた施策の推進が必要である。

表10 諫早湾漁協（小長井本所）のアサリ・カキ水揚量及び正組合員数の推移

年 項目		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
アサリ	水揚量(t)	136	143	148	143
カキ	水揚量(t)	290	282	341	217
正組合員数(人)		91	91	91	91

《商工業》

小長井地域の商店や飲食店は、人口減少及び高齢化に伴う人手不足や担い手不足等の理由により廃業するところが多い。また、買い物等は他の地域へ出向いているのが現状である。

工業は、工場等を新設又は増設した企業を支援するため、諫早市工場等設置奨励条例に基づく奨励金や特別奨励金を交付し、工業の振興の促進と雇用の創出・安定を図ることとしているが、新たな工場等用地や高速交通網などの立地条件が整っていないこともあり、小長井地域の奨励金の交付は1社に止まり、厳しい現状にある。

《情報通信産業その他の産業の振興》

地域の環境に応じた企業誘致が課題であり、情報通信環境の整備により多様な雇用の可能性を高める必要がある。

《観光・レクリエーション》

S N S 等で人気となったフルーツバス停や山茶花高原ピクニックパークなどには、地域外から訪れる観光客も多く、交流人口の拡大に寄与しており、人口減少が進む小長井地域にとって必要不可欠な観光施設である。

市民公園である毘沙天岳公園・吉ノ丞公園は、地元住民のふれあいの場として親しまれるほか、眺望を活かした集客により地域の活性化の一翼を担っている。

地元の特産品であるカキやアサリは、「華漣」や「ゆりかごあさり」としての知名度が向上し、交流人口の増につながっている。

そのほか、広域観光推進事業として佐賀県太良町と連携しながら多良海道の情報発信や街道歩きイベントを実施したり、その周辺地域に関する貴重な自然や歴史、文化遺産をPRすることで地域の魅力を高め、交流人口の拡大を図っている。

しかしながら、既存の観光資源間の回遊性が乏しいことから、これらを結節した賑わい創出に資する拠点の整備が必要とされている。また、山茶花高原ピクニックパークをはじめとして、各施設の計画的な改修が必要である。

(2) その対策

《農業》

農地中間管理事業や交付金等の活用を促し、集落営農法人等の規模拡大を図り、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等の活用などにより施設整備や農業機械導入等を推進し、経営の安定化へ繋げる。

また、小長井町田原地区特有の粘土質の赤土で育つ里芋（田原いもんこ）など、農林水産物の生産拡大やPRに取り組むことでブランド化を図り、地域の活性化に寄与する。

持続可能な農業を実現するため、農地の区画整理やかんがい施設等の整備を行うと共に、老朽化が進む既存のため池や農業用水利施設等を保全するための改修や改良を行う。

小長井地域における、農業の有する多面的機能を発揮するための活動に取り組む農業者団体や集落に対し、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用して継続的な支援を行い、農地の保全に努める。

有害鳥獣侵入防止対策事業、捕獲奨励金事業等の被害防止対策に地域

ぐるみで取り組むことで、農作物被害の軽減、農業経営の安定化を図る。

技能修得施設、地域活性化施設であるおがたま会館においては、計画的な改修や修繕により長寿命化を図る。

《林業》

森林の持つ水源かん養機能や治山・治水機能等の公益的機能を高めるために「豊かな森づくり計画」に基づき、「豊かな森づくり基金」を活用して「広葉樹植栽事業」と「針葉樹整備促進事業」からなる「豊かな森整備事業」を推進する。

また、木材搬出作業の省力化と利用促進を図るための高性能林業用機械を導入することにより、森林施業時における安全性の向上や身体への負担軽減を図るとともに、林業の収益性の向上を図る。

《水産業》

諫早湾水産振興特別対策事業により、カキやアサリの種苗放流やアサリ漁場の改良造成等を実施するとともに、小長井地域カキ養殖支援事業により、波浪に対する強い耐久性と作業の安全性を備えた改良型鋼製カキ養殖筏を導入することで、水産業の振興をめざす。

水産多面的機能発揮対策事業では、漁業者等が実施する藻場や干潟等の保全活動を支援し、水産業・漁村の多面的機能の発現に資する。

また、県営水産環境整備事業により、有明海沿岸地区において海底耕耘を行い、漁場環境の改善を図るとともに、併せて、新鮮水産まつり支援事業により「いさはや三海海鮮まつり」の開催を支援し、市内水産物の消費拡大や各海域の地域ブランドの認知度を向上させることで、地域水産業の活性化を図る。

更に、漁業担い手確保育成事業により、新規漁業就業者を確保育成するとともに、荷さばき所や水槽、冷凍施設など漁業関連施設の増築整備を行い、カキやアサリの更なる販路拡大により、漁業者の所得向上を図る。

表 1 1 諫早市漁業担い手確保育成事業 (単位：人)

年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
年度内研修人数	3(2)	3(2)	4(2)

() 内はU I ターン者

《商工業》

人口減少及び高齢化に伴う人手不足や担い手不足の事業者に対する事業の継承の支援を行い、商工業の活性化を図る。また、諫早市商工会が実施する小規模事業者指導事業を支援し、小規模企業の経営の安定と

健全な発展を図るとともに、専門的なきめ細かい経営指導や制度の普及を推進することによって、商工業者の経営及び技術の改善向上を図る。

また、工場等設置に対する支援制度等の情報発信を行い、企業誘致に努める。

《情報通信産業その他の産業の振興》

長崎県産業振興財団との連携を強化し、企業誘致に関する情報の収集やPR活動の推進を図る。

また、進出を考えている企業や既に立地している企業からの意見や要望などに対するフォローや工場新設・増設の際の支援など、雇用の場の創出、維持拡充についても積極的に取り組んでいくとともに、新型コロナウイルス感染症等を機に、急速にリモートワークが普及し、場所に捉われない働き方が広がっていることから、ワーケーションやサテライトオフィスの推進について検討を行う。

《観光・レクリエーション》

歴史の道百選に選定された多良海道を観光資源としての保全・維持管理に加え、交通アクセスの整備、食事処やお土産品の情報発信など観光地としてのブラッシュアップを行う。

持続可能な地域活性化を図るため、山茶花高原ピクニックパークや公園施設の計画的な改修を行うとともに、地域の賑わい創出の拠点となるような多目的交流施設を整備する。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
認定農業者数の維持	47 経営体数	47 経営体数	
集落営農法人数の維持	1 法人	1 法人	
農作物出荷数（輪菊）	832.8 千本	1,242 千本	
農作物出荷数（みかん）	536.9t	675t	
冷凍保管施設整備	1 棟	2 棟	
改良型鋼製カキ養殖筏整備	3 基	4 基	
諫早湾漁協正組合員数の維持	91 人	91 人	
山茶花高原来園者数	99,232 人	150,000 人	

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤 整備	農業	県営農地中間管理機構関連農地整備事業 (柳新田地区) 区画整理21ha 客土21ha 暗渠排水21ha	県		
			県営水利施設等保全高度化事業(小長井地域) 区画整理30ha 畑かん整備30ha	県		
			県営農村地域防災減災事業(ため池整備) 山ノ神ため池 N=1箇所	県		
			J R 跨線構造物(水路)補修工 目島水路橋 外4箇所	市		
			市単独かんがい排水整備事業 原材料支給等	市		
			県営打越地区緊急地すべり等保全事業 法面対策工(法枠工) 一式	県		
		林業	市有林造成事業 市有林の下刈、間伐、作業道整備等	市		
			広葉樹植栽事業 広葉樹の下刈、除伐、植栽等	森林 組合		
			針葉樹整備促進事業 針葉樹の植栽、除伐、利用間伐等	森林 組合		
			林業用機械導入事業 高性能林業用機械の導入	森林 組合		
			水産業	県営水産環境整備事業 有明海海底耕耘	県	
				県営港湾整備事業 小長井港 岸壁、泊地、船揚場改良等	県	
		(2) 漁港施設		水産物鮮度保持施設整備事業 冷凍保管施設、冷凍庫整備	諫早湾 漁協	
		(3) 経営 近代化施設	農業	園芸ハウス整備及び農業用機械導入	取組主体	
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (施設整備事業)			協議会		
	水産業		小長井地域カキ養殖支援事業 改良型カキ養殖筏整備	諫早湾 漁協		
	(4) 地場産業の振興 技能修得施設		小長井おがたま会館改修工事	市		
	(9) 観光又はレクリエー ション		(仮称) 小長井交流広場整備事業	市		
			山茶花高原ピクニックパーク改修事業等	市		
			毘沙天岳公園の各施設の改修	市		
			吉ノ丞公園の各施設の改修	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業		
		利子助成事務	市	
		農業・農村活性化支援事業	農業者団体等	
		認定農業者育成事業	協議会	
		認定農業者支援事業	認定農業者、認定新規就農者	
		施設園芸経営支援事業	認定農業者、認定新規就農者	
		優良雌牛導入促進事業	農協	
		優良乳用牛導入事業	酪農協	
		山林監視事業	市	
		森林・山村多面的機能発揮対策事業	協議会	
		諫早湾水産振興特別対策事業	諫早湾漁協	
		環境・生態系保全活動支援事業	協議会	
		【再掲】新鮮水産まつり支援事業	実行委員会	
		漁業担い手確保育成事業	市	
		小長井地域カキ養殖支援事業	諫早湾漁協	
		多面的機能支払交付金事務	市	
		環境保全型農業直接支払交付金事務	市	
		中山間地域等直接支払交付金事務	市	
		有害鳥獣侵入防止対策事業	協議会	
		有害鳥獣捕獲奨励金事業	市	
		有害鳥獣被害防止対策推進事業	協議会	
		商工業・6次産業化		
		小規模事業者支援事業	商工会	
		中小企業振興資金融資事業	市	
		中小企業振興資金保証料補給事業	市	
		観光		
		歴史の道観光・文化交流推進事業	市	
		企業誘致		
		工場等設置奨励事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
		その他	農産物ブランド化推進事業	市	
			水産物産地化推進事業	諫早湾 漁協	
	(11) その他		生活基盤整備事業 道路及び水路の拡幅改良等	市	
			すみよか事業 道路及び水路の拡幅改良等	市	
			地域情報化事業	民間通信 事業者	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域、振興すべき業種及び計画期間

減価償却の特例（法第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条）に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種等については、下記のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
小長井地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年度～令和7年度	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）計画のとおり。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

《情報化》

小長井地域の情報通信環境は、平成13年度から平成14年度にかけて、ケーブルテレビ及びインターネットの通信環境を整備し、難視聴地域の解消及び情報通信格差を是正したところであるが、通信施設の老朽化が進んでいることに加え、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要とされる光ファイバによる超高速情報通信基盤の整備が急務となっている。

《防災行政無線》

小長井地域の防災行政無線は、平成5年度にアナログ方式により整備されていたが、機器についてメーカーの保守部品が製造中止となり、デジタル方式へ移行する必要性が検討された。

また、総務省からも「アナログ防災行政無線はデジタル方式への移行を推進」との方針が示されたことから、合併後の本市において市内全域をデジタル化することとし、本地域については平成29年度にデジタル化を完了し、防災行政無線システムの強化を図った。

(2) その対策

《情報化》

小長井地域の通信基盤施設の老朽化対策と将来の安定した通信環境を確保するため、民間通信事業者に市所有の通信施設を譲与し、民間通信事業者が行う光ファイバ通信施設への更新を支援する。

施設整備後は、地域全域での高速通信が可能となることから、リモートワークやワーケーションを推進することにより移住・定住を促進する。

公共施設には公衆無線LAN(Wi-Fi環境)を整備するなど、住民の利便性向上を図る。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
高速ブロードバンドサービス加入世帯率	66%	69%	基準値の3%増加
公衆無線LAN(Wi-Fi環境)の整備箇所	—	2か所	小長井支所 小長井文化ホール

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域にお ける情報化	(1) 電気通信 施設等情報化の ための施設	ブロードバ ンド施設	【再掲】 地域情報化事業	民間通信 事業者
		その他の情 報化のため の施設	防災等に資するW i - F i 環境の整備	市

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

《道路》

① 国道・県道

小長井地域は、本市の北東部、佐賀県との県境に位置し、地域を横断するように一般国道207号が走り、佐賀県と長崎県を結ぶ主要路線として、産業、経済、文化の発展に大きく寄与してきた。しかしながら沿線地域では、都市部において朝夕を中心に交通渋滞が慢性化しており、本地域から市中心部や近隣の市町への移動の際などに支障をきたしているほか、地域のまちづくりや活性化にも大きく影響している。

また、福岡県や熊本県、佐賀県の有明海沿岸地域で整備が進められている有明海沿岸道路については、佐賀県鹿島市から本市までの区間が環状高速交通ネットワークの空白区間となっている。当区間は、幹線道路が一般国道207号のみであるため、災害などにより利用できない場合の避難路として、地域の住民の移動や物流を確保し、更に救急医療にも対応できる交通インフラの整備が求められている。

その他、一般国道207号と本地域の観光地である山茶花高原ピクニックパークとを結ぶ一般県道小長井線については、歩道の未整備区間があり、長崎県において歩道整備が予定されている。

② 市道

小長井地域は、一般国道207号とJR長崎本線、地域を南北に縦断する一般県道小長井線を幹線道路として、それに繋がる市道や生活道路が、支所周辺や小中学校周辺などの集落を網羅している状況である。

本地域の市道などの生活関連道路は、地域全体的に狭隘で未整備の路線や排水不良箇所、舗装や跨線橋の老朽化などが問題となっている。

そのため、安全で快適な道路づくりを目指し、交通基盤整備や適切な維持管理及び必要に応じた部分的な改良を継続していく必要がある。

③ 農道・林道

農道は、農業生産の向上による農村生活の安定、集落間を結ぶ生活道路、地域の環境保全等重要な役割を担っており、特に小長井地域の中山間部を東西に横断する広域農道多良岳南部線は、自然災害発生時等において県内外を結ぶ緊急輸送路に位置付けられている。これまでは、新設や改良を行い農道網の充実を図ってきたが、今後は農業や生活環境を健全に保全するため、適切な維持管理や短縮路線の検討等を行い、農道の長寿命化を図る必要がある。

林道は、森林所有者や森林組合等が、森林施業などに利用するほか、登山や森林浴、水汲み等の目的で一般にも利用されているが、林業用として開設

された道路であるため、急勾配や急カーブが多く、また未舗装の林道もあり、少量の降雨で路面が荒廃するほか、イノシシなどによる法面や路肩の掘り返しを原因とする落石や路肩崩壊も発生している。

《交通》

佐賀県との県境に位置する小長井地域は、ＪＲ長崎本線や一般国道２０７号を利用して長崎県を訪れる方々の玄関口となっており、県外からの利用者が多い山茶花高原ピクニックパークや、近年では、ＳＮＳ等で人気となったフルーツバス停を訪れる方々が、全国から絶えない状況となっている。

交通体系は、一般国道２０７号と一般県道小長井線に県営バスが、また一般国道２０７号と並行してＪＲがそれぞれ運行している状況である。

県営バスは、諫早駅～小長井支所前間に平日２０往復、諫早駅～小長井駅前～県界間に平日１２往復、諫早駅～小長井駅前～みさかえの園間に平日５往復運行しており、ＪＲ長崎本線は上下線合せて一日計１８本運行している。

しかしながら、自家用自動車の普及並びに人口の減少に伴い、公共交通機関の利用者は年々減少していることから、地域の実情に即した運行内容への見直しや公共交通機関の空白地域の対策など、持続可能な交通手段の確保について検討を行う必要がある。

その他、訪れた方々や公共交通機関の利用者が、休憩や待ち時間のために利用する施設である小長井駅待合所及び長里駅待合所は、壁面や施設内部などに老朽化が目立つことから、建物並びに周辺施設のリニューアルを行い、利用者の安全性と快適性を向上させる必要がある。

(２)その対策

《道路》

① 国道・県道

一般国道２０７号については、整備促進について今後とも国及び県に対し、引き続き要望していく。

また、有明海沿岸道路については、佐賀県鹿島市から本市までの区間における地域間の相互交流や連携機能を有する高速交通ネットワークの早期整備が必要であることから、当区間について早期の事業化が図られるよう、引き続き、関係自治体と連携して強く要望していく。

その他、一般県道小長井線については、地域住民の利便性の向上と安全、安心な道路整備に向け、歩道の未整備箇所について、引き続き事業主体の県に対し要望していく。

② 市道

小長井地域の市民生活を支える市道など生活関連道路については、道路幅員が極めて狭小で、車両同士の離合も困難な路線もあることから、特に優先

度の高い路線から道路改良や局部改良、側溝整備などの手法により支障箇所の改善を図り、地域住民の利便性の向上を図る。また、経年劣化等に伴い、路面の損傷や劣化等の著しい路線については、舗装整備や路面修繕等を行い、適正な維持管理に努めるとともに、地域住民と連携を図り、安全で快適な道路交通の確保と活力ある地域づくりをめざす。

③ 農道・林道

農業や生活環境を保全するため、舗装の更新、橋梁の耐震化、部分的な改良や改修等を実施し農道の長寿命化を図るとともに、短縮路線の検討等を行う。

林道については、改良、維持補修及び原材料の支給を行うことにより、間伐・枝打等の保育管理や木材搬出等の効率的な施業を確保し、利便性及び安全性の向上を図る。

《交通》

支所を拠点とするなど、地域に合った持続可能な交通手段を検討し、その導入に努める。

来訪者及び公共交通機関利用者の待合所や休憩施設としての機能を高めるために、年次的にバス・駅待合所施設の改修を行う。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
市道出口平床線道路改良工事整備率	68%	92%	
市道城崎船津線道路改良工事整備率	48%	68%	
市道陸橋線（徳ヶ頭橋）橋梁架替工事整備率	12%	100%	
市道風生鬼塚線（無名橋4）橋梁架替工事整備率	—	29%	

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	市道出口平床線道路改良工事 L=140m、W=5.0m	市
			市道城崎船津線道路改良工事 L=160m、W=6.0m	市
			市道田原線道路改良工事 L=80m、W=8.0m	市
			市道大久保1号線道路改良工事 L=70m、W=5.0m	市
			市道朝目坂線道路改良工事 L=50m、W=5.0m	市
		橋りょう	市道陸橋線(徳ヶ頭橋)橋梁架替工事 L=13.7m、W=1.9m	市
			市道風生鬼塚線(無名橋4)橋梁架替工事 L=18.9m、W=1.9m	市
			市道尾ノ上線(跨線橋)橋梁架替工事 L=13.0m、W=1.10m	市
			市道友尻線(友尻橋)外11橋 橋梁補修工事	市
		その他	市道井崎3号線外側溝整備工事	市
			市道農場線外舗装整備工事	市
			生活基盤整備事業 道路及び水路の拡幅改良等	市
			【再掲】 すみよか事業 道路及び水路等の維持補修等	市
			地域リフレッシュ事業 交通安全施設等の塗装補修等	市
	(2) 農道	広域農道多良岳南部線 機能保全事業 L=8,596m	市	
		橋梁点検及び修繕工 辻殿橋 外10橋	市	
		広域農道多良岳南部線橋梁耐震化事業 計画策定事業 小川内大橋 外6橋	市	
		市単独農道整備事業 原材料支給	市	
		市単独農道整備事業 補助金支給	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 林道	林道維持補修事業 林道の草刈、修繕、原材料支給等	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別 事業	地方バス路線維持対策事業	市	
	(10) その他	待合所整備管理事業	市	
		県道小長井線道路改良工事 L=30m、W=5.5(7.0)m	県	
		高齢者等日常生活支援総合事業	市	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

《水道施設》

小長井地域の上水道事業は、昭和36年から一部地域に給水を開始し、その後、事業の創設と給水区域の拡張を行い、現在ではほとんどの人が利用できる状況であるが、全国及び本市全体の傾向と同様、人口減少等に伴い、給水量、有収水量は減少傾向にある。

水道管の総延長は82.9kmで、うち導水管、送水管といった基幹管路が12.0km、配水管が70.9kmとなっている。管種別では铸铁管が12.6km、塩化ビニール管が61.1km、鋼管等が9.2kmで、塩化ビニール管が73%を占めている。

飲料水の安定供給のため、老朽管の計画的な更新を行うほか、漏水頻発路線の改良、基幹管路の耐震化などを進めていく必要がある。

表12 小長井地域の上水道事業の現状 (令和2年度末現在)

区 分	内 容
年度末給水人口	4,323 人
年度末給水戸数	1,935 戸
年間給水量	529,669 m ³
年間有収水量	411,819 m ³
有収率	77.8%
法定耐用年数を経過した管の割合	14.4% (11.9km/82.9km)
管路の耐震化率	13.9% (11.5km/82.9km)

《下水処理施設（生活排水対策）》

小長井地域の下水道事業については、平成14年度末に特定環境保全公共下水道（小長井処理区）の供用を開始し、その後、農業集落排水事業（遠竹地区・田原地区）についても整備、供用を開始し、平成27年度までに施設、管渠の整備事業を完了している。現在は家屋の新築に伴う取付管の整備を行うとともに、接続促進活動を行っており、今後も接続率の向上を図る必要がある。

なお、下水道の計画がない区域については、浄化槽の設置を推進している。

表 1 3 特定環境保全公共下水道事業（小長井処理区）の概要
(令和 2 年度末現在)

区 分	内 容
事業期間	平成 8 年度～平成 27 年度
計画面積	166ha（認可面積）
計画人口	2,740 人
工事概要	管渠 L=48.9 km、ポンプ施設 N=32 基
整備面積	160.3ha
整備率	96.57%（対認可面積）
供用開始面積	160.3ha（人口 2,803 人、1,310 戸）
接続率	69.31%（対供用開始戸数）（908 戸／1,310 戸）

表 1 4 遠竹地区農業集落排水事業の概要 (令和 2 年度末現在)

区 分	内 容
事業期間	平成 14 年度～平成 19 年度
計画面積	15.8ha（認可面積）
計画処理人口	810 人
計画処理戸数	215 戸
工事概要	管渠 L=10.34 km、ポンプ施設 N=12 基
整備面積	15.8ha
整備率	100%（対認可面積）
供用開始面積	15.8ha（人口 396 人、153 戸）
接続率	74.51%（対供用開始戸数）（114 戸／153 戸）

表 1 5 田原地区農業集落排水事業の概要 (令和 2 年度末現在)

区 分	内 容
事業期間	平成 15 年度～平成 24 年度
計画面積	21.7ha（認可面積）
計画処理人口	660 人
計画処理戸数	150 戸
工事概要	管渠 L=11.54km、ポンプ施設 N=10 基
整備面積	21.7ha
整備率	100%（対認可面積）
供用開始面積	21.7ha（人口 256 人、112 戸）
接続率	64.29%（対供用開始戸数）（72 戸／112 戸）

《廃棄物処理施設》

小長井地域におけるごみ処理について、可燃物は「県央県南クリーンセンター（県央県南広域環境組合による運営）」、不燃物は「不燃物再生センター（県

央地域広域市町村圏組合による運営)」、し尿は「新倉屋敷クリーンセンター」へ収集運搬し、中間処理を行っている。

家庭からのごみ排出量は、人口が減少しているにもかかわらず微増傾向にあるため、ごみ減量化に向けた取り組みを推進していくことが課題である。

《火葬場》

市内には小ヶ倉斎苑と鹿の塔斎場の2箇所の火葬場があり、小長井地域の住民はいずれの施設も利用可能である。火葬場の施設本体や設備等に経年劣化が認められるため、計画的な維持補修が必要である。

《消防》

小長井地域は山間部が多く、山林火災が発生した場合には大規模火災に発展する危険性がある。

しかしながら、消防団員となる若い世代の人口が少なく、団員の確保に苦慮しており、火災時に出動できる団員が減少していることから、消防機材の充実を図り、少人数でも対応可能な装備の充実が必要である。

また、消防団において団員数の実態を踏まえた組織再編を協議しており、現在の分団を統合し、管轄区域の広域化などが検討されており、地域の消防力の維持を図ることとしている。

《防災》

小長井支所は、小長井地域における市民サービスの向上を図る行政の拠点としての役割や緊急時の避難所（地区別避難場所）としての役割を担う重要な施設であるが、昭和41年9月に建築され、建築後54年を経過しており、部分的にコンクリートのひび割れや外装塗装の剥離により、多量の降雨時には建物内の複数箇所で雨漏りが発生している状況である。

また、小長井地域の広域避難場所には、自家発電装置が整備されていないため、台風等の災害時に停電が発生した際には、復旧に時間を要する恐れがあり、最低限必要な電力を供給するための施設整備が必要である。

《公営住宅》

市営住宅の管理戸数は、令和2年度末現在48住宅、1,381戸であり、小長井地域は、7住宅、88戸である。平成25年度に作成した「諫早市営住宅長寿命化計画」に基づき、維持管理を行っている。

表 1 6 小長井地域の市営住宅

(令和 2 年度末現在)

住宅名称	所在地	戸数
井崎住宅	井崎222	18
西久保住宅	小川原浦1304	20
田原住宅	小川原浦1893－31	10
長里住宅	大峰973－1	10
田代住宅	大峰980－14	6
遠竹住宅	遠竹819	18
牧住宅	牧199－15	6
計		88

《河川及び排水路》

河川及び排水路は、市民生活に密接な関係があることから、安全で快適な生活環境を形成するため、二級河川改修工事の整備促進を図るとともに、市が管理する河川及び排水路について適切な維持管理を行う必要がある。

(2) その対策

《水道施設》

安全な飲料水を安定供給するために、漏水発生の可能性が高い老朽管の更新や、導水管、送水管などの基幹管路の耐震化と併せて、浄水場施設の改修・更新などを計画的に推進し、事故や災害に強い水道施設の整備に努める。

《下水処理施設（生活排水対策）》

取付管は、毎年度整備を推進しており、下水道施設への接続を更に進めるため、専属の接続推進員による戸別訪問を行い、接続率の向上を図る。

下水道の計画が無い区域については、個人が浄化槽を設置する際の工事費の一部を補助する浄化槽設置費補助事業を実施し、生活排水対策事業の推進を図る。

《廃棄物処理施設》

安定したごみの収集、処理体制を確保したうえで、資源物回収団体への補助金交付や資源物ストックハウスによる再資源化物の回収などの事業を総合的に展開することで、ごみの減量化を図り、環境への負荷が少ない循環型社会を形成する。

《火葬場》

火葬場の安定的な稼働を確保するため、施設本体や設備の定期的な保守点検及び計画的な修繕等を行う。

《消防》

消防ポンプ車等の消防設備の老朽化の状況を見ながら、適切な配備、更新を進める。所管区域の広域化を見据え、分団研修所を新設する。

《防災》

地域住民の安全・安心を守るための適切な施設管理を実施する必要があることから、小長井支所の施設改修工事等を実施する。

緊急時対応のため、広域避難場所に自家発電装置を整備する。

《公営住宅》

市営住宅の長寿命化や居住環境の改善等を図るため、計画的な改修を行い適切な維持管理に努める。

《河川及び排水路》

浸水被害のない安全で快適な生活環境の整備を図るため、幹川となる二級河川改修工事の整備促進について、管理者である県に対し要望しており、今後とも引き続き要望していく。

また、市が管理する河川及び排水路内に堆積した土砂の撤去、草木の伐採など適切な維持管理に努める。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和 2 年)	目標値 (令和 7 年)	備考
管路の耐震化率（水道施設）	13.9%	19.0%	
接続率（下水処理施設 3 事業）	69.46%	75.00%	
消防ポンプ車の配備数	0 台	1 台	
分団研修所の整備数	7 か所	8 か所	
避難所の自家発電装置整備	0 か所	1 か所	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道		遠竹地区配水管敷設替工事 配水管 L=1,850m 給水管 54箇所	市
			牧地区配水管敷設替工事 配水管 L=1,130m 給水管 16箇所	市
			打越地区配水管敷設替工事 配水管 L=630m 給水管 14箇所	市
			小川原浦地区配水管敷設替工事 配水管 L=180m 給水管 2箇所	市
			大峰地区配水管敷設替工事 配水管 L=720m 給水管 20箇所	市
			遠竹浄水場紫外線処理設備設計業務 遠竹水源No.1	市
			東部浄水場紫外線処理設備設計業務 東部水源No.2	市
			遠竹浄水場紫外線処理設備設置工事 遠竹水源No.1	市
			東部浄水場紫外線処理設備設置工事 東部水源No.2	市
			漏水修繕工事	市
			水道施設テレメータ更新工事 小長井支所-井崎浄水場外2箇所	市
			水道施設水質監視計器更新工事 船津ダム源水濁度計外2台	市
			水道施設計測機器更新工事 出口浄水場高部送水流量計外5台	市
			(2) 下水 処理施設	公共下 水道
	その他	浄化槽設置費補助事業		市
	(5) 消防施設		消防ポンプ車の購入	市
			分団研修所の整備	市
	(6) 公営住宅		市営住宅改修事業	市
			市営住宅改善事業	市
	(7) 過疎地 域持続的発 展特別事業	生活	漏水調査業務	市
	(8) その他		河川、排水路及び急傾斜地の部分改 良、修繕及び浚渫伐採事業	市
			小長井支所庁舎改修	市
			避難施設の自家発電整備	市

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

《子育て支援》

「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し「健やかな子どもを育む『子育て・子育て応援のまち』いさはや」の実現に向けた施策に取り組んでいる。

ア 教育・保育の提供

小長井地域には、民間の保育所等が4施設あるが、少子化の中、地域に根ざした特色ある教育・保育を実施しており、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを提供し続ける必要がある。

イ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立や経済的な問題など、様々な困難に直面しており、生活面、経済面の支援が求められている。

今後も、家庭の実態に応じた相談体制を充実するとともに、各種支援制度の周知を行い、支援制度の活用を推進し、地域社会参加への支援を進めていく必要がある。

ウ 放課後児童健全育成事業

小長井地域には、放課後児童クラブ（学童クラブ）が3施設あり、利用希望者のニーズ量に対して適切に対応している状況であるが、今後も児童の健全育成のための環境を維持・向上するために継続して支援する必要がある。

《高齢者福祉》

小長井地域の高齢化率は、37.8%（令和3年3月1日現在）と非常に高くなっている。高齢化が一層進む中で、高齢者が尊厳を保持し、その能力に応じて、住み慣れた地域で安全・安心な日常生活を続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むための、「諫早市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を令和3年3月に策定しており、計画に基づき施策を進める必要がある。

《障害者福祉》

「諫早市障害者福祉計画（第6期）・諫早市障害児福祉計画（第2期）」を令

和 3 年 3 月に策定し、障害のある人が、あらゆる社会活動に参加、参画することができるまちづくりに努め、障害のある人もない人もそれぞれの役割と責任を共に果たせる「共生のまち」の実現をめざしており、今後も継続的に取り組む必要がある。

《地域福祉の推進》

複雑化・多様化する生活課題や福祉ニーズに適切に対応していくためには、公的な福祉サービスの充実・提供と併せ、地域住民がお互いに助け合い、地域全体で支え合う地域福祉の推進が必要不可欠であることから、本市においては、「諫早市地域福祉計画」を平成 29 年 3 月に策定し、地域と行政が一体となって各種取り組みを推進している。

このような中、小長井地域においては、住民主体の福祉活動の拠点、高齢者等の憩いの場として、研修室、浴場等を備えた「小長井さざんか会館」を設置しているところであるが、従前より利用率の低さが顕著な状況にあるとともに、平成 3 年の開館から 30 年が経過し、施設の老朽化が進んでいるところである。

《健康増進》

小長井地域の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健診事業、訪問指導などを実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。併せて、浴室、サウナ、トレーニング室、休憩室を備えた「小長井健康センター」において、健康増進、体力の保持・向上及び市民相互のふれあいを図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進していく必要がある。

(2) その対策

《子育て支援》

地域に根ざした特色ある教育・保育サービスを充実させ、子育て環境の向上を図る。

ひとり親家庭等に対する各種支援制度の周知や制度活用と地域社会参加の促進を図る。

《高齢者福祉》

高齢者の尊厳の保持を図る。

地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。

途切れることのない高齢者支援施策を展開する。

《障害者福祉》

障害者の発達・成長・自立・生活の支援を推進する。

障害者の社会参加を促進する。

支え合いのしくみづくりを推進する。

《地域福祉の推進》

「諫早市地域福祉計画」の推進を図るため、地域との更なる連携を図る。

小長井さざんか会館については、同一敷地内にある小長井健康センターとの統合を含め、今後の施設のあり方について抜本的な検討を行い、当該施設を地域住民の福祉の向上のために有効活用していく必要がある。

《健康増進》

地域住民の健康づくりについては、成人、母子保健事業等の推進を図る。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
放課後児童クラブ数の維持	3クラブ	3クラブ	
ふれあいいきいきサロン数の維持	16か所	16か所	
地域活動支援センターの活動等の推進による地域生活支援	2,209人 (延べ利用者数)	2,500人 (延べ利用者数)	
タクシー料金助成での外出支援による障害者の社会参加促進	17人 (利用者数)	20人 (利用者数)	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎 地域持続的 発展特別事業	児童福祉	放課後児童健全育成事業	市
			保育体制強化事業	市
		高齢者・障害者福祉	地域介護予防活動支援事業	市
			地域活動支援センター補助事業	市
			障害者交通費助成事業	市
			高齢者等日常生活支援総合事業	市
		健康づくり	幼児健康診査事業	市
			成人健康診査事業	市
		その他	民生委員活動援助事業	市
			地域福祉活動推進事業	市
		基金積立	放課後児童健全育成事業 基金積立	市
			保育体制強化事業 基金積立	市
			地域活動支援センター補助事業 基金積立	市
			福祉タクシー助成事業 基金積立	市
			高齢者等日常生活支援総合事業 基金積立	市

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

小長井地域は、本県の県央医療圏域に含まれており、病院 3 か所及び歯科診療所 2 か所の民間医療機関があり、本地域の医療提供の主体を担っている。

また、うち 1 病院は、発達医療福祉の専門病院として、県央地区における広域的な施設として機能しており、その他の施設は地域に根ざした医療機関としての役割を果たしている。

(2) その対策

住民が安心して日常生活が営まれるよう、初期から三次までの救急医療については、県央医療圏域内及び市内の医療機関と連携しながら、医療体制の確保に努める。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和 2 年)	目標値 (令和 7 年)	備考
医療体制の維持	病院 3 か所 歯科診療所 2 か所	病院 3 か所 歯科診療所 2 か所	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

《学校教育》

小長井地域には、小学校3校、中学校1校があり、そのうち小学校2校は複式学級を有している。本地域は、少子・高齢化の進行により、児童生徒を含め人口減少傾向にある。

学校は、小長井地域の豊かな自然環境の中で営まれる農業や漁業、地元につながる文化芸能等を学習に積極的に取り入れ、小学校3校が合同授業を行うなど、郷土を愛し、地域を育てる人材の育成につながるよう特色ある学校づくりに努めている。

また、小長井地域の学校施設は、昭和40年から50年代に建設されたもので、老朽化が進行している。開かれた学校として、児童生徒のみならず、一般の方から高齢者、障害のある方の利用も想定されるため、機能的かつ快適で、安全・安心な学校教育施設を整備する必要がある。

その他、遠隔地からの通学支援として、小長井小学校及び小長井中学校までスクールバスの運行を行っているが、車両の老朽化が進んでおり、児童生徒の安全確保のためにも、スクールバスの更新を行う必要がある。

《社会教育》

小長井地域の社会教育については、地域の主人公である住民が主体的・自律的に地域課題を解決できるよう、今後も学びを通じた気づきや行動・活動に至るプロセスを支援する必要がある。

また、各年齢期において必要とされる生涯学習を推進する体制の構築のほか、高度情報化の進展など、社会状況の変化に柔軟に対応できる、より高度な知識や技術の習得を目指す多様な学習機会の提供、学習活動の発表の場づくりや学習成果を社会に還元する仕組みづくりも重要となっている。

市民の生涯学習の支援とコミュニティづくりにおいては、拠点となる社会教育施設の機能充実や老朽化への対応を実施し、安全で快適な利用の促進を図る必要がある。

小長井図書室では、およそ3万5千冊の蔵書があり、本や雑誌等の貸し出しを行っている。また、小長井地域の小中学校、こども園や保育園、公民館等と連携して、市民が図書に触れる機会を増やすために、子どもたちへのおはなし会や公民館講座等に関する本の展示や紹介等の取り組みを行っている。

高齢者が住みやすく、子育て世代が定着しやすいまちづくりを推進し、情報格差を是正するためには、図書室の役割は大きく、読書スペースの確保及び視聴覚機器の改修を図り、更にきめ細かいサービスを展開する必要がある。

《社会体育》

本市におけるスポーツの需要は、競技スポーツに限らず、健康づくりや趣味、地域活動としてのスポーツ・レクリエーション活動を志向する人が増加しており、生涯にわたってスポーツに親しむことは、地域づくりにおいても重要である。

小長井地域では、地域行事やスポーツ大会、仲間とのスポーツ・レクリエーション活動が活発で、地域の体育施設が利用されている。

体育施設は、小長井グラウンド、長里グラウンド、田原グラウンド、田原体育館、テニス場、相撲場、プールが整備されており、これらを安心して利用してもらうためには、施設の安全性、機能性を確保するよう適切な維持管理に努める必要がある。

(2) その対策

《学校教育》

学校は、小長井地域の豊かな自然環境等に関する学習を充実させるとともに、郷土を愛し、地域の課題を自らのこととして認識し、地域を担う人材育成のため、これまでの取り組みを継続する。

また、学校教育施設の老朽改修、バリアフリー化、トイレの洋式化、屋内運動場照明設備のLED化など、安全性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設を計画的に整備する。

その他、地域内の小学校及び中学校までの遠隔地からの通学支援を行うために、老朽化したスクールバスの更新を行う。

《社会教育》

ハード面では、小長井文化ホールの改修などを計画的に実施し、適切な維持管理に努める。小長井図書室については、館内の一部を改修し、高齢者がゆっくり本を読める畳のスペースや子どもの読書スペースの確保、視聴覚関係機器の改修を行う。

ソフト面では、市民の生涯学習を支えるために、多様な学習情報の提供と広報活動の推進を積極的に行いながら、青少年、成人及び高齢者を対象とした講座などの充実を図るとともに、市民参加の「音楽祭」などを定期的で開催し、交流人口の拡大を図る。また小長井図書室では、現在実施しているおはなし会等を継続しながら、新たな試みとして公民館や地域包括支援センターと協力し、高齢者向けの図書館カフェや図書館フェスティバル in 小長井の開催並びに青空図書室（ミニ移動図書室）の実施を検討する。

《社会体育》

スポーツ・レクリエーションによる地域の交流機会の場となる既存施設の安全性、機能性を確保するため、適切な維持管理に努める。

【分野別目標】

目標内容	基準値	目標値 (令和7年)	備考
小中学校屋内運動場 照明設備LED化	2校 (令和2年)	3校	
小長井文化ホール利用 者数	15,197人 (令和2年度までの5年平均)	17,000人	
小長井図書室利用者 数及び貸出冊数	3,862人 17,531冊 (令和2年度までの5年平均)	4,500人 21,000冊	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設	屋内運動場	小中学校屋内運動場照明設備改修工事	市	
		校舎・屋内 運動場	小長井地域義務教育学校整備事業	市	
		スクールバ ス・ポート	スクールバス更新事業	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等	集会施設	小長井文化ホール施設改修事業	市	
		体育施設	体育施設営繕事業	市	
			小長井プール管理棟屋根改修工事	市	
		図書館	小長井図書室改修事業	市	
			図書室活動推進事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	義務教育	【再掲】 郷土愛育成事業	市	
			【再掲】 ふるさと愛育成事業	市	
		生涯学習・ スポーツ	地域・学校連携協働推進事業	市	
			図書室活動推進事業	市	
		その他	小長井文化ホール利活用事業	市	

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少、少子高齢化の進展などにより、地域の担い手や農業・漁業従事者の高齢化及び後継者不足から、集落のコミュニティ機能低下が危惧されている。

また、核家族化や就業形態の多様化等、生活様式や価値観の変化などから、地域活動の維持や住民の相互支援体制の脆弱化が進む一方、地域における課題は多様化、増大化する傾向にあることから、地域コミュニティの維持・活性化を図り、持続可能な地域社会を形成していくことが必要である。

(2) その対策

若年層を中心とした人口流出の防止や定住促進、農業、漁業体験等を通じた交流・関係人口の増加をめざすとともに、地域住民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くよう、自治会をはじめとした地縁団体や地域運営協議会などの活動支援を推進する。併せて、地域文化、スポーツ、まつり等の行事を通じてこれまで培われてきた地域コミュニティ活動の維持発展を図る。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
自治会数の維持	7自治会	7自治会	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	集落整備		
		自治活動促進事業	自治会	
		自治組織事業補助事業	自治会	
		【再掲】 地域づくり協働事業	地域づく り協議会	

11. 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

小長井地域には、国指定文化財「小長井のオガタマノキ」のほか、2つの県指定文化財、8つの市指定文化財があり、地域の歴史を現在に伝える有形・無形の貴重な財産として、その保存と活用が必要である。

このうち、県指定無形民俗文化財の「井崎まっこみ浮立」については、地域での保存・伝承活動が行われているが、住民の高齢化による担い手不足等の課題に対する支援が急務である。

地域の芸術文化活動については、小長井文化協会を中心に町民文化祭や小長井芸術文化鑑賞事業などの活動が行われている。地域の芸術文化の振興を図るためには、地域住民の自主的な活動を助成するとともに、美術、工芸をはじめ音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

表 1 7 小長井地域の指定文化財一覧 (令和3年4月1日現在)

指定	種 別	名 称	所 在 地
国	天然記念物	小長井のオガタマノキ	川内
県	無形民俗文化財	井崎まっこみ浮立	井崎
県	史跡	長戸鬼塚古墳	小川原浦
市	有形文化財・彫刻	市杵島神社の馬頭観音	大搦
市	有形文化財・石造物	代官モクどんの石棺	牧
市	有形民俗文化財	田原の六地藏石幢	田原
市	天然記念物	長里・阿蘇神社のヒゼンマユミ群生地	大搦
市	史跡	大峰古墳	大峰
市	史跡	城山古墳群	井崎
市	史跡	南平墓石群	遠竹
市	史跡	岩宗墓石群	遠竹

(2) その対策

小長井地域に伝わる有形・無形の文化財については、その保存活用に取り組む地域の団体と連携しながら適切に保存して後世に伝えとともに、文化財を活用した活気ある地域社会を実現するための活動を支援する。

また、多くの地域住民が多様な芸術文化に触れる機会を創出することに加え、小長井文化協会等と連携して地域住民の自主的な活動を支援する。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)		備考
郷土芸能保存伝承団体数の維持	5団体	5団体		

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	郷土芸能保存伝承事業	保存団体	
			地域文化活動支援事業	文化協会等	
			文化財保全環境整備事業	市	
			文化財情報記録・公開事業	市	

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

山茶花高原風力第1、第2発電所で稼働している2基の風車は、山茶花高原ピクニックパーク内に設置しており、小長井地域のシンボルタワー的な存在として地域内外からの集客に貢献しており、交流人口の拡大に寄与している。

また、自然エネルギーを利用する取り組みは、化石燃料の節減や二酸化炭素排出を削減することができ、山茶花高原に設置稼働させることで、来園者への啓発、普及効果にも繋がっている。

一方で、施設が老朽化しており、修繕等を行いながら運転を継続して行く必要がある。

(2) その対策

施設の計画的な改修及び保守点検等を行い、施設の長寿命化を図る。

【分野別目標】

目標内容	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
山茶花高原風力発電(風車) 施設の維持	2基	2基	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生 可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	山茶花高原風力第1・第2発電所 主要部品の大規模改修	市	
	(2) 過疎 地域持続的 発展特別事業	再生可能エネルギー利用 山茶花高原風力第1・第2発電所の 維持管理	市	

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	空き家バンク利用促進事業 【内容】空き家の利活用を促進し、コミュニティの維持・活性化を図るため、空き家バンク登録物件を購入し改修する人、または賃借する人への支援を行う。 【必要性】空き家対策、コミュニティの維持・活性化のために必要である。 【効果等】①空き家の利活用 ②移住・定住の促進 ③コミュニティの維持・活性化	市	コミュニティの維持・活性化を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			新生活支援事業 【内容】小長井地域で新たに生活を始める世帯に対し、新生活を始めるための経費（住居費用、引越費用等）を補助する。 【必要性】人口減少により生じている課題解決のため、都市部からの人材や若い世代の移住・定住を促進する必要がある。 【効果等】①移住・定住の促進 ②コミュニティの維持・活性化	市	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			生活拠点等活性化事業 【内容】支所や小・中学校、鉄道駅、主要交差点を中心としたその周辺で行われる宅地開発の事業者や土地提供者に対し補助金を交付することにより、有効な土地利用や開発行為を促し、定住化や地域の活性化を図る。 【必要性】人口減少対策や地域コミュニティ維持のために必要。 【効果】①定住化、人口減少対策 ②活性化、にぎわいづくり ③コミュニティの維持	市	移住・定住を促進し、人口減少対策に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域間交流、人材育成	新鮮水産まつり支援事業 【内容】３つの海で漁獲される水産物を一堂に集めたイベントに対して支援を行う。 【必要性】市内水産物のＰＲや消費拡大を推進することで地域水産業の活性化を図る。 【効果等】①地域の発展と活性化 ②地域間交流の促進	実行委員会	地域水産業の活性化と地域間交流を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		まちづくりサポート事業 【内容】 諫早の魅力や活力を創生するため、市民が企画し、主体的に取り組む「地域活性化につながるまちづくり事業」を支援する。 【必要性】 市の魅力創出、課題解決等の地域活性化には、市民による主体的なまちづくりへの取組が必要である。 【効果】 ①市の新たな魅力の創出 ②交流人口の拡大 ③地域の活性化、課題解決	実施 団体	市民主体で行われる地域活性化の取組を支援することは、地域の魅力創出や課題解決だけでなく人材育成にも寄与し、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域づくり協働事業 【内容】 まつりや運動会の開催、伝統文化の継承及び地域の課題解決や活性化のため、住民参加型の自主的なまちづくり事業を支援する。 【必要性】 住民相互の連携により地域の発展と活性化を図り、住民自らが住み良い地域社会を築くために必要。 【効果等】 ①地域の発展と活性化 ②伝統文化や行事の継承 ③地域間交流の促進	地域づ くり 協 議会	住民相互の連携により地域の発展と活性化及び地域間交流を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		地域おこし人材活用事業 【内容】 地域おこし協力隊をはじめとした地域外の新たな価値観を持つ人材を活用することで、地域資源の活用や生産活動の支援、地域の魅力発信などを行う。 【必要性】 新たな地域の核となる人材の活用が必要である。 【効果等】 ①地域力の向上 ②移住・定住の促進 ③地域間交流の促進	市	外部の視点で地域の魅力や資源の活用を図り、地域振興に寄与することは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			小長井地域持続的発展支援事務 【内容】地域活性化のための組織づくり（ひとづくり）とともに、交流人口及び関係人口の拡大を図り、移住定住につなげるための土台づくりとなる施策を実施する。 【必要性】地域の持続的発展のためには、地域活性化策への地域住民等の主体的な取り組みが必要である。 【効果等】地域住民のまちづくりに対する機運醸成が図られる。	市	地域住民を中心とした地域活性化策を推進することは地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			郷土愛育成事業 【内容】総合的な学習の時間を中心に、地域の特産や人的資源などを生かした様々な体験学習に取り組む。 【必要性】地域や関係機関・団体との連携による体験学習を推進することで、ふるさと諫早の自然・文化・歴史・生活から、ふるさとのよさ、豊かな人間性や美しいものに感動する心、汗して働くことの尊さなどを体験学習により学び、郷土を愛し、生涯にわたって、ふるさと諫早を支える人づくりを推進するために必要な事業である。 【効果等】①地域の文化・歴史意識の向上 ②郷土愛の育成	市	ふるさとのよさを知り、郷土を愛し、生涯にわたってふるさとを支える人づくりを推進するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			ふるさと愛育成事業 【内容】中学1年生を対象とした白木峰での宿泊体験学習をとおして、ふるさと諫早の自然の素晴らしさを体感するとともに地元で頑張る、ふるさとを支える人に学び考える事を通して人づくりを推進する。 【必要性】地域や関係機関・団体との連携による体験学習を推進することで、ふるさと諫早の自然・文化・歴史・生活から、ふるさとのよさ、豊かな人間性や美しいものに感動する心、汗して働くことの尊さなどを体験学習により学び、郷土を愛し、生涯にわたって、ふるさと諫早を支える人づくりを推進するために必要な事業である。 【効果等】①地域の文化・歴史意識の向上 ②郷土愛の育成	市	ふるさとのよさを知り、郷土を愛し、生涯にわたってふるさとを支える人づくりを推進するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
		基金積立	空き家バンク利用促進事業 基金積立	市	
			新生活支援事業 基金積立	市	
			生活拠点等活性化事業 基金積立	市	
			小長井地域持続的発展支援事務 基金積立	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	利子助成事務 【内容】 農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者に対し利子助成を行う。 【必要性】 認定農業者の負担軽減を図り経営の安定及び向上を図る。 【効果等】 認定農業者の規模拡大等促進	市	認定農業者の規模拡大により荒廃農地の減少や所得向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			農業・農村活性化支援事業 【内容】 農業者が生産だけでなく加工・販売・流通まで手掛ける6次産業化等の取組支援を行う。 【必要性】 身近で活用しやすい支援を行い、農業者と商工業者の連携を促進する取り組みが必要。 【効果等】 本取組で生まれた新たな特産品を普及し、農業・農村の活性化へ繋げる。	農業者 団体等	生産から流通まで自らの発想で取り組み特産品を生み出すことは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			認定農業者育成事業 【内容】認定農業者育成のため、認定農業者協議会や青年農業者組織に対し支援を行う。 【必要性】農業の担い手の育成を図ることで農業の活性化を行うため。 【効果等】認定農業者や青年農業者組織が研修会や情報交換等を行い、担い手の育成を図る。	諫早市 認定農業者協議会	市の農業を支える認定農業者や青年農業者を育成することは、地域の持続的発展に資する取り組みでありその効果は将来に及ぶ。
			認定農業者支援事業 【内容】規模拡大等の農業経営改善計画に取り組む農業者や新規就農者が作成する各計画についての実行を支援するため、基盤整備や生産施設整備の補助を行う。 【必要性】農業の担い手である認定農業者を育成するため。 【効果等】積極的な支援を行うことにより、経営規模の拡大及び経営の安定を図る。	認定農業者及び認定新規就農者	地域農業の担い手を育成することは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			施設園芸経営支援事業 【内容】国県補助事業または制度資金で整備した園芸用ハウスに対して経営費の一部の補助を行う。 【必要性】施設園芸は建設費や光熱費、その他維持管理費などの負担が大きく、その負担を軽減し安定した経営に導くため。 【効果等】農業経営に係る負担が軽減され規模拡大等を後押しする。	認定農業者及び認定新規就農者	農業経営に係る負担を軽減し、経営規模拡大を後押しすることは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			優良雌牛導入促進事業 【内容】肉用優良繁殖雌牛を畜産農家に対し、市場価格より低下で供給する事業 【必要性】肉用子牛の安定生産による肉用牛農家の経営安定のため 【効果等】生産農家の生産基盤強化に繋がる。	長崎県 中央農業協同組合	肉用牛農家の経営安定を図ることは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			優良乳用牛導入事業 【内容】購入した乳用牛を高品質生乳の安定的生産のため、酪農家に対し3年間貸し付けし、譲渡する事業。 【必要性】生産基盤の強化及び経営安定のため。 【効果等】生産農家の生産基盤強化に繋がる。	ながさき県酪農業協同組合	酪農家の経営安定を図ることは、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			山林監視事業 【内容】市有林及び官行造林の土地、立木、標柱などの物件を保護監視し、特に盗伐、火災、病害虫の発生、不法投棄や林道の異状等について警戒防止にあたる。 【必要性】市有林及び官行造林の適正な森林管理を図る。 【効果等】市有林及び官行造林の警戒防止に努め、適正な森林管理を図っている。	市	市有林及び官行造林の適正な森林管理を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			森林・山村多面的機能発揮対策事業 【内容】里山林景観を維持するための活動、侵入竹の伐採・除去活動等に対する支援を行う。 【必要性】森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくために、地域住民が協力して里山林等の保全活動や森林資源の利活用を実施していく活動に対して支援を行う。 【効果等】里山林の景観保全、森林資源の利用促進が図られる。	長崎森林・山村対策協議会	里山林の景観保全、森林資源の利用促進を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			諫早湾水産振興特別対策事業 【内容】 諫早湾漁協（小長井本所）が行う水産振興対策（種苗放流、漁場改良造成、タイギ生育観察調査）に対する支援を行う。 【必要性】 諫早湾干拓事業の施行に伴い、諫早湾の残存海域の水産振興を図り、つくり育てる漁業を推進する。 【効果等】 アサリ、カキの生産を安定させることで、漁業者の経営安定が図られる。	諫早湾 漁業協 同組合	諫早湾における安定的な漁業経営を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			環境・生態系保全活動支援事業 【内容】 漁業者と地域住民等で構成された活動組織が実施する藻場や干潟等の維持・回復を図るための活動に対して支援を行う。 【必要性】 水産業や漁村が持つ環境保全機能や教育の場の提供などの機能を維持し、漁場環境の改善や磯焼け対策など漁場生産力の回復に向けた取り組みを進め、豊かな海を次世代に引き継ぎ、水産業・漁村の活性化を図る。 【効果等】 藻場や干潟等の再生などの漁場環境の保全が図られる。	長崎県 水産多 面的機 能発揮 対策地 域協議 会	豊かな海を次世代に引き継ぐための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			【再掲】 新鮮水産まつり支援事業 【内容】 3つの海で漁獲される水産物を一堂に集めたイベントに対して支援を行う。 【必要性】 市内水産物のPRや消費拡大を推進することで地域水産業の活性化を図る。 【効果等】 市内水産物の消費拡大及び各海域の認知度向上が図られる。	実 行 委員会	地域水産業の活性化を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			漁業担い手確保育成事業 【内容】 漁業技術取得受講者に対する研修費等の支援、指導者への謝金支給を行う。 【必要性】 漁業者の減少及び高齢化対策として、地域漁業の実情に沿った新規漁業就業者を確保育成することで漁村活力の向上を図る。 【効果等】 平成30年度から研修生4名に対する支援を行った。	市	漁業者の減少及び高齢化対策としての取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			小長井地域カキ養殖支援事業 【内容】 諫早湾漁協（小長井本所）が行う改良型カキ養殖筏導入等に対する支援を行う。 【必要性】 安定した漁獲量の増大を図り、新規就業者等が定着しやすい漁村づくりを図る。 【効果等】 小長井地域における更なるカキ養殖の産地化が図られ、観光面にも寄与できる。	諫早湾 漁業協 同組合	小長井地域における安定した漁業経営を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			多面的機能支払交付金事務 【内容】 農村地域の過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下を防止するため、農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、地域活動や地域資源の質的向上を図る活動に対して支援を行う。 【必要性】 農村地域の荒廃化を防止するために必要。 【効果等】 集落機能の低下防止。地域資源の質的向上。	市	農業の振興を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			環境保全型農業直接支払交付金事務 【内容】新たな食糧・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援を行う。 【必要性】地球温暖化防止等の環境保全型農業の推進が必要。 【効果等】農産物の付加価値向上・農業経営の安定化	市	農業の振興を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			中山間地域等直接支払交付金事務 【内容】中山間地域と平地地域との生産条件の不利性を補正し、農業・農村の持つ多面的機能の確保や、地域の活性化のための農業生産活動に対し支援を行う。 【必要性】荒廃農地を防止するとともに、農地等の機能を保全するために必要。 【効果等】荒廃農地の発生抑制、農業生産性の向上による地域の活性化。	市	農業の振興を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			有害鳥獣侵入防止対策事業 【内容】有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣の農地侵入を防ぐ、防護設備の設置に要する経費を支援する。 【必要性】有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、農業経営を安定させることが必要である。 【効果等】農業経営の安定化	諫早市 有害鳥 獣防除 対策協 議会	有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			有害鳥獣捕獲奨励金事業 【内容】有害鳥獣による農作物への被害を軽減するため、有害鳥獣の捕獲に要する経費を支援する。 【必要性】有害鳥獣による農作物への被害を軽減し、農業経営を安定させることが必要である。 【効果等】農業経営の安定化	市	有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			有害鳥獣被害防止対策推進事業 【内容】有害鳥獣による農作物への被害を軽減するため、有害鳥獣を捕獲するための捕獲機器の整備に要する経費を支援する。 【必要性】有害鳥獣による農作物への被害を軽減し、農業経営を安定させることが必要である。 【効果等】農業経営の安定化	諫早大 村地域 鳥獣被害 防止 対策協 議会	有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		商工業・ 6次産業 業化	小規模事業者支援事業 【内容】諫早市商工会が、地域の小規模企業者に対し、専門的なきめ細かい経営指導や施策、制度の普及を推進し、経営及び技術の改善向上を図るために実施する小規模事業者指導事業に対して支援する。 【必要性】本市の経済の発展や産業振興を図るためには、本市の商工業者の8割以上を占め、本市経済の基盤を支えている小規模企業者の育成が必要であるため。 【効果等】①地域の小規模企業の経営の安定と健全な発展 ②地域の小規模企業者の経営及び技術の改善向上	諫早市 商工会	小規模企業の経営安定と健全な発展、小規模企業者の経営及び技術の改善向上を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			中小企業振興資金融資事業 【内容】商工業の活性化を図るため、原資を金融機関に預託することにより、中小企業への融資の円滑化を図り、本市の経済基盤を支えている中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保を支援する。 【必要性】本市の経済発展や産業振興を図るためには、本市の経済基盤を支えている中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保が必要であるため。 【効果等】①中小企業の事業の振興 ②中小企業者の経営の安定	市	中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保を支援するための持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
			中小企業振興資金保証料補給事業 【内容】商工業の活性化を図るため、中小企業者が諫早市中小企業振興資金融資を受ける際の信用保証料について、減額措置を行う長崎県信用保証協会に対し補助金を交付することで、中小企業への融資の円滑化を図り、本市の経済基盤を支えている中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保を支援する。 【必要性】本市の経済発展や産業振興を図るためには、本市の経済基盤を支えている中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保が必要であるため。 【効果等】①中小企業者の経営の健全化 ②中小企業者の事業の安定化	市	中小企業者の経営安定や技術向上、資金力強化、人材確保を支援するための持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。
		観光	歴史の道観光・文化交流推進事業 【内容】諫早市及び佐賀県太良町において、「歴史の道観光・文化交流推進協議会」を組織し、長崎街道や多良岳をはじめとする貴重な自然や歴史、文化的な資産を調査研究及び活用することにより、広域的観光ルートの構築に資するとともに、交流人口の拡大に寄与する。 【必要性】地域の魅力を高め、交流人口の拡大を図るためには、文化庁の「歴史の道百選」に選定された多良海道を保全・維持管理し、観光資源として活用する必要がある。 【効果等】①交流人口の拡大 ②観光消費額や観光入込客数の増	市	地域に根付いた歴史や文化を活かし、多良海道を観光資源として磨き上げを図ることが、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
		企業誘 致	工場等設置奨励事業 【内容】 工場等の新設又は増設した企業の支援のため、諫早市工場等設置奨励条例に基づく奨励金の交付を行う。 【必要性】 工業の振興の推進と雇用の創出、安定のために奨励金の交付は必要である。 【効果等】 ①工場等の新設又は増設促進 ②雇用の創出、拡大、安定	市	工業の振興の推進と雇用の創出、拡大、安定を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		その他	農産物ブランド化推進事業 【内容】 共同圃場での栽培に係る資材購入やPRイベント、栽培技術向上のための講習会開催等の取り組みに支援を行う。 【必要性】 農業者の高齢化や担い手不足の中、農村地域や農業の振興のためには、付加価値の高い農産物を生産・販売する取り組みが必要である。 【効果等】 ①生産拡大 ②ブランド化 ③販売促進	市	農産物の付加価値向上及びブランド化を通じて、農業経営の安定化を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			水産物産地化推進事業 【内容】 市内で生産される水産物の付加価値向上及び産地化のための取り組みに対して支援を行う。 【必要性】 漁業者の高齢化や担い手不足の中、漁業者の意欲向上に繋がる取り組みが必要である。 【効果】 付加価値の高い水産物を生産・販売することで、漁村地域の活性化や漁業者の経営安定が図られる。	諫早湾 漁協	漁業の振興を図るための取組であることから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	公共交 通	地方バス路線維持対策事業 【内容】 路線バスを運行する事業者への補助を行うこ とで路線を維持し、市民生活の利便性を確保す る。 【必要性】 路線バスは、市民の日常生活に欠くことのでき ない移動手段である。 【効果】 移動手段の維持・確保が図られる。	市	公共交通の充 実を図るため の取組である ことから、地域 の持続的発展 に資する取り 組みであり、そ の効果は将来 に及ぶ。
5 生活環境の 整備	(7) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	生活	漏水調査業務 【内容】水道管の漏水調査を行う。 【必要性】漏水を早期に発見して大規模漏水 事故を未然に防ぐため、調査が必要である。 【効果等】①飲料水を安定的に供給する。 ②水道管の効率的、効果的な更新 を行う。 ③有収率の向上を図り、水資源を 有効活用する。 ④送水に係る無駄なエネルギーを 省き、CO2削減など環境保全 に寄与する。	市	環境保全に寄 与しつつ、飲 料水の安定供 給を図るため の取り組みで あることから、 地域の持続的 発展に資する ものであり、そ の効果は将来 に及ぶ。
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎 地域持続的 発展特別事 業	児童福 祉	放課後児童健全育成事業 【内容】保護者が就労等により昼間家庭に いない小学校に就学している児童に対 し、授業の終了後等に適切な遊び及び生 活の場を与え、児童の健全育成を図るこ とを目的として、運営主体である学童ク ラブに対し運営費の補助を行うことで、 児童の健全育成、保護者の子育てと仕事 の両立を支援する。 【必要性】女性の就業割合の高まりや核家 族化の進行など、児童と家庭を取り巻く 環境の変化を踏まえ、放課後や週末など に児童が安心して生活できる居場所を 確保する必要がある。 【効果等】次代を担う児童の、自主性、社 会性及び創造性の向上、基本的な生活習 慣の確立を図り、健全育成が図られる。	市	児童の健全育 成を図るため の取り組みで あることから、 地域の持続的 発展に資する ものであり、 その効果は将 来に及ぶ。
			保育体制強化事業 【内容】 保育の体制を強化し、保育士の就業継続 及び離職防止を図る。 【必要性】 待機児童の発生を防ぐため、保育を支え る保育士を確保することが必要である。 【効果】 次代を担う子どもたちが健やかに育つ 環境を提供し続けることができる。	市	児童の保育環 境の維持を図 るための取組 であることか ら、地域の持続 的発展に資す る取り組みで あり、その効果 は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
		高齢者 ・障害 者福祉	地域介護予防活動支援事業 【内容】地域で活動中の高齢者団体に対し、介護予防のための活動が継続できるよう支援を行う。 【必要性】住み慣れた地域での生活を継続するために、自身の介護予防活動の習慣化と社会参加の促進を行う必要がある。 【効果等】人とのつながりを通じて、介護予防活動が継続的に拡大し、要介護状態等となることを予防することができる。	市	高齢者の継続的な介護予防を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			地域活動支援センター補助事業 【内容】障害者・障害児の能力、適性に応じかつ地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。 【必要性】障害の有無に関わらず安心して暮らせる地域社会の実現のため、障害者の自立を支援する必要がある。 【効果】地域活動支援センターにおける活動により、障害者・障害児の地域社会との交流を促進できる。	市	地域の実情に応じ、創作的活動、生産活動の機会を提供し、障害者の自立した日常生活・社会生活を支援するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			障害者交通費助成事業 【内容】通常の交通機関を利用することが困難な障害者に対し、外出時の交通費や自動車燃料費の一部を助成する。 【必要性】障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のために必要である。 【効果等】 ①障害者の交通アクセシビリティの確保 ②地域交通資源の賦活化 ③交通便利性の向上及び障害者家族の負担軽減に伴う障害者の定住確保	市	障害者の外出を支援することにより、障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			高齢者等日常生活支援総合事業 【内容】高齢者等の日常生活に不可欠な外出支援や他の移動サービスとの相互連携に資する事業に対し、支援を行う。 【必要性】燃料費の高騰や運転手不足の深刻化の影響を受け、既存の公共交通を維持・確保することが難しくなっている反面、高齢化の進展に伴う運転免許証の返納などにより公共交通への需要が高まっていることから、地域等との連携による市民生活の足の確保が必要である。 【効果】市民の誰もが住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができる。	市	地域福祉の充実を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		健康づくり その他	幼児健康診査事業 【内容】1歳6か月児及び3歳児に総合的な健康診査を行う。 【必要性】幼児期の身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期であるため、総合的な健康診が必要である。 【効果等】疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な医療及び訓練等につながる。また、3歳児健康診査においては、臨床心理士の個別相談により虐待予備軍の発見や育児不安の解消が図られる。	市	幼児の健康保持及び増進を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			成人健康診査事業 【内容】胃がん検診など各種がん検診を行う。 【必要性】各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療と正しい知識の啓発を行い、市民の健康増進を図る必要がある。 【効果等】がん検診の受診を促進し、毎年約50～60人にがんが発見されており、早期発見・早期治療につながっている。	市	市民の健康増進を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		その他	民生委員活動援助事業 【内容】民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。 【必要性】民生委員活動及び地区民児協等の事業運営の充実を図り、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。 【効果等】地域におけるきめ細やかな見守り活動や個別支援活動による地域福祉の向上。	市	住民の福祉の向上に資する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			地域福祉活動推進事業 【内容】諫早市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の主体である地区（校区）社会福祉協議会の活動を支援することで、活動の活性化を図る。 【必要性】複雑化・多様化する生活課題や福祉ニーズに適切に対応していくためには、公的な福祉サービスの充実・提供と併せ、地域住民がお互いに助け合い、地域全体で支え合う地域福祉の充実が必要不可欠である。 【効果等】地域と行政が一体となった地域福祉の更なる推進。	市	地域福祉の充実を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			基金積立 放課後児童健全育成事業 基金積立	市	
			基金積立 地域活動支援センター補助事業 基金積立	市	
			基金積立 福祉タクシー助成事業 基金積立	市	
			基金積立 高齢者等日常生活支援総合事業 基金積立	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	【再掲】郷土愛育成事業 【内容】総合的な学習の時間を中心に、地域の特産や人的資源などを生かした様々な体験学習に取り組む。 【必要性】地域や関係機関・団体との連携による体験学習を推進することで、ふるさと諫早の自然・文化・歴史・生活から、ふるさとのよさ、豊かな人間性や美しいものに感動する心、汗して働くことの尊さなどを体験学習により学び、郷土を愛し、生涯にわたって、ふるさと諫早を支える人づくりを推進するために必要な事業である。 【効果等】①地域の文化・歴史意識の向上 ②郷土愛の育成	市	ふるさとのよさを知り、郷土を愛する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			【再掲】ふるさと愛育成事業 【内容】中学1年生を対象とした白木峰での宿泊体験学習をとおして、ふるさと諫早の自然の素晴らしさを体感するとともに地元で頑張る、ふるさとを支える人に学び考える事を通して人づくりを推進する。 【必要性】地域や関係機関・団体との連携による体験学習を推進することで、ふるさと諫早の自然・文化・歴史・生活から、ふるさとのよさ、豊かな人間性や美しいものに感動する心、汗して働くことの尊さなどを体験学習により学び、郷土を愛し、生涯にわたって、ふるさと諫早を支える人づくりを推進するために必要な事業である。 【効果等】①地域の文化・歴史意識の向上 ②郷土愛の育成	市	ふるさとのよさを知り、郷土を愛する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		生涯学習・スポーツ	地域・学校連携協働推進事業 【内容】地域と学校が抱える問題を地域と学校がパートナーとして連携・協働し、子どもを核とした温もりある地域づくりの推進のため、組織的・継続的な仕組みづくりを構築し、地域の自主的かつ幅広い活動に対して支援することで、地域住民の社会参加推進と子どもの生きる力の育成を図る。 【必要性】地域と学校の連携強化と地域の自主性と幅広い活動により、組織的・継続的な仕組みづくりを構築する必要がある。 【効果等】 ①地域と学校の連携強化 ②地域コミュニティの再生 ③地域づくりの担い手と人材育成	市	地域社会の活性化や高齢者の社会参加、青少年の健全育成を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			図書室活動推進事業 【内容】高齢者向けの図書館カフェや図書館フェスティバル in 小長井の開催や青空図書室（ミニ移動図書室）の実施。 【必要性】高齢者や子育て世代の情報格差を是正し、日頃から本に親しんでもらうため、きめ細かいサービスを展開する。 【効果等】 ①高齢者や子育て世代が集う催しの開催によるコミュニティの推進・活性化につながる。 ②図書室までも足を運べない高齢者等に対し施設や公民館まで本を運ぶ（ミニ移動図書室）ことで、本に親しむ機会を提供する。	市	コミュニティの維持・活性化及び本に親しむ機会を生むための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
		その他	小長井文化ホール活用事業 【内容】小長井文化ホールの利用促進と市民の交流を図るため、音楽・演劇・古典芸能などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。 【必要性】イベントを通じて人々がつながる機会を提供し、多様な社会的ネットワークを形成するため、本事業が必要である。 【効果等】施設の利用及び活動意欲の向上	市	市民間のつながりの拡大、世代間交流や地域間交流により市民のネットワークの発展を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	自治活動促進事業 【内容】自治会が事業主体となつて行う集会所、広場等の整備事業に対し補助を行う。 【必要性】地域自治活動の促進と市民の心身の健全な育成を図るために必要。 【効果等】①地域自治活動の促進 ②市民の心身の健全な育成 ③コミュニティの維持・活性化	自治会	地域自治活動の促進と市民の心身の健全な育成を図る取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			自治組織事業補助事業 【内容】 自治会の運営及び研修等に対する助成。 【必要性】 地域自治組織の育成及び活動の活性化を図るとともに、市や地域自治組織同士の連携強化を図るために必要。 【効果等】 ①地域自治組織の育成 ②地域自治活動の活性化	自治会	地域自治組織の育成及び活動の活性化等を図る取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			【再掲】 地域づくり協働事業 【内容】 まつりや運動会の開催、伝統文化の継承及び地域の課題解決や活性化のため、住民参加型の自主的なまちづくり事業を支援する。 【必要性】 住民相互の連携により地域の発展と活性化を図り、住民自らが住み良い地域社会を築くために必要。 【効果等】 ①地域の発展と活性化 ②伝統文化や行事の継承	地域づくり協議会	住民相互の連携により地域の発展と活性化を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	郷土芸能保存伝承事業 【内容】 郷土芸能保存団体に対し、道具の維持や伝承活動に対する支援を行う。 【必要性】 地域の郷土芸能の保存、担い手育成を図るために必要である。 【効果等】 ①郷土芸能の保存及び伝承 ②地域コミュニティの活性化	保存団体	地域の歴史と文化を守り伝える活動は、地域経済やコミュニティの活性化にも繋がる取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
			地域文化活動支援事業 【内容】文化団体が実施する芸術文化事業に対し支援を行う。 【必要性】舞台芸術イベントや作品展示会等さまざまな文化事業を鑑賞する機会、また主体的に参加できる機会を創出することは、気軽に芸術文化を楽しむ、こころ豊かな生活に資するために必要である。 【効果等】地域芸術文化意識の向上	文化 協会 等	芸術文化を楽しむ、こころ豊かな生活と活力ある社会を実現するための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			文化財保全環境整備事業 【内容】地域に現存する文化財をわかりやすく解説する説明板や見学者を安全に誘導するための案内板の整備、敷地内の環境整備を行う。 【必要性】地域の文化・歴史を尊び、幅広く学習できる機会の充実のために必要である。 【効果等】①地域の文化・歴史意識の向上 ②交流人口の拡大	市	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与する取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。
			文化財情報記録・公開事業 【内容】地域に現存する文化財を三次元デジタル化して保存するとともに、ホームページで公開する。 【必要性】地域の文化・歴史を分かりやすく学ぶことができ、併せて地域の魅力を市内外に幅広く発信するツールとしての効果が期待できるために必要である。 【効果等】①地域の文化・歴史意識の向上 ②交流人口の拡大	市	文化財を資源とした観光需要の拡大を図るための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用	山茶花高原風力第1・第2発電所の維持管理 【内容】風力発電所で稼働中の2基の風車について、今後も継続して稼働させるための経費である。 【必要性】地域新エネルギー及び地域環境保全の啓発普及のため。また、隣接する山茶花高原ピクニックパークはもとより小長井地域のシンボルタワーでもあり、交流人口の拡大にも寄与しているため、必要な施設である。 【効果等】①再生可能エネルギーの啓発普及促進 ②地域間交流の促進	市	再生可能エネルギーの自然環境の保全と活用を図り、交流人口拡大のための取り組みであることから、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶ。